



第2期

四国中央市子ども若者未来応援計画

パレット・プラン(案)

～尊重しあう共生社会をめざして～

令和4年3月

四国中央市子ども若者未来応援計画 パレット・プラン

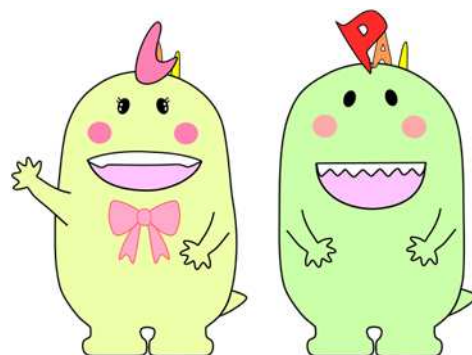
この計画は
さまざまな個性や特性が尊重され
皆が安心して共に暮らせる地域社会を実現するために
必要なことを考えた計画のひとつです。
この計画の中では「パレット・プラン」と略して呼んでいます。

子ども若者

パレット・プランでは
「障がいの有無にかかわらず、それぞれが有する特性により
社会生活を送るうえで何らかの困りごとがある 子どもと若者」を
単に「子ども」や「若者」、または「子ども若者」と呼んでいます。

ロゴ

パレット・プランの表紙と裏表紙に使われているロゴは
さまざまな特性や個性にひとしく光があてられ
子ども若者がいきいきとのびのびと
暮らしている姿を表現しています。



第1章 はじめに

1. 計画の趣旨	2
2. 計画の性格と対象	2
3. 計画の期間と構成	3

第2章 子ども若者をとりまく現状

1. 国・県の現状	6
2. 本市の現状	8

第3章 子ども若者発達支援センター

1. Paletteの法的位置づけ	2 2
2. Paletteの組織	2 2
3. Paletteの機能	2 3
4. Paletteの利用イメージ	3 0
5. 避難所としてのPalette	3 1

第4章 評価と課題

はじめに	3 4
テーマ1 気づき伝える	3 5
声かけコーディネーター機能の付加 年中児または5歳児スクリーニングの実施 フォローアップの強化	
テーマ2 応えつなげる	3 8
情報の集約と発信 自助・共助活動の支援 未来につなぐケース会議の開催 個別支援計画の発展 相談体制・相談環境の整備 相談コンシェルジュの配置	
テーマ3 育ち育てる	4 2
各種専門職の確保 支援者養成講座の開設 人財データベースの設立 放課後等デイサービスの充実、放課後児童クラブとの連携強化 社会生活訓練・キャリア教育の充実 医療機関との連携強化 家族の学習機会の提供 特別支援学校設置の働きかけ 不登校児の居場所づくり 児童発達支援のさらなる充実	
テーマ4 ともにいきる	4 9
新たな広報戦略の展開 理解者の育成、協力者・支援者の輩出 pal制度の創設 入所施設充実の働きかけ 支援基金の活用と呼びかけ 新たなしごとの創出 就労コンシェルジュ機能の付加 (仮)総合就労センターの検討 環境整備への助言 利用しやすい交通手段整備の働きかけ	
テーマ5 こころ安らぐ	5 4
余暇活動・交流の場と機会の提供 レスパイトケアの充実、ワーク・ライフ・バランス実現への働きかけ 災害時の直接支援と間接支援	

第5章 パレット・プラン

はじめに	5 8
基幹施策 1 子ども若者発達支援センターの充実	5 9
基幹施策 2 官民協働による支援体制の強化	5 9
個別施策	
テーマ 1 気づき伝える	6 0
他機関連携によるアプローチ 5歳児相談のさらなる充実 フォローアップの強化	
テーマ 2 応えつなげる	6 1
相手に合わせた情報の発信 自助・共助活動の支援 柔軟なケース会議の開催	
生涯使える支援計画 時代に即した相談体制・相談環境の整備	
テーマ 3 育ち育てる	6 3
各種専門職の確保・育成 支援者ネットワークの構築 放課後等デイサービスの充実	
医療機関との連携強化 家族の学習機会の提供 特別支援学校との連携	
不登校児の居場所づくり 児童発達支援の充実 医療的ケア児への支援体制整備	
テーマ 4 ともにいきる	6 6
新たな広報戦略の展開 理解者の育成、協力者・支援者の輩出 pal制度の充実	
入所施設充実の働きかけ 支援基金の活用と呼びかけ 就労支援機関との連携	
SDGsの推進 利用しやすい交通手段整備の働きかけ	
テーマ 5 こころ安らぐ	6 8
余暇活動・交流の場と機会の提供	
レスパイトケアの充実、ワーク・ライフ・バランス実現への働きかけ	
災害時の直接支援と間接支援	

巻末資料

1. 四国中央市障害児等福祉審議会	7 0
2. 用語集	7 2

施設紹介（写真付）

① 玄関、案内板	2 0
② ホール、和室、研修室	3 2
③ ライトアップ設備、療育室（児童発達支援）	3 7
④ 吹き抜け	4 1
⑤ ウォーターセラピー室、調理室、ランチルーム	5 6
⑥ 相談室	5 9
⑦ 事務室、療育室（放課後等デイサービス）	6 2
⑧ 感覚統合療法室、個別療育室	6 5
⑨ モニタリングルーム、多目的トイレ、エレベーター	8 7



本文中にある「*」印は、本文中または巻末資料に用語の説明があることを示しています。

第 1 章

はじめに

パレット・プランとは？

1. 計画の趣旨

パレット・プランは、子ども若者が障がいや特性の有無にかかわらず、また、生きるうえでの困難があろうとも、だれもが人格と個性が尊重され、自己の持つ能力を最大限に発揮して自己実現しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会の実現を推進するための計画です。地域社会実現のためには、行政のみならず、市民のみなさまのご理解とご支援が不可欠であり、行政と市民が協働し、地域が一体となって推進されることを目的としております。

2. 計画の性格と対象

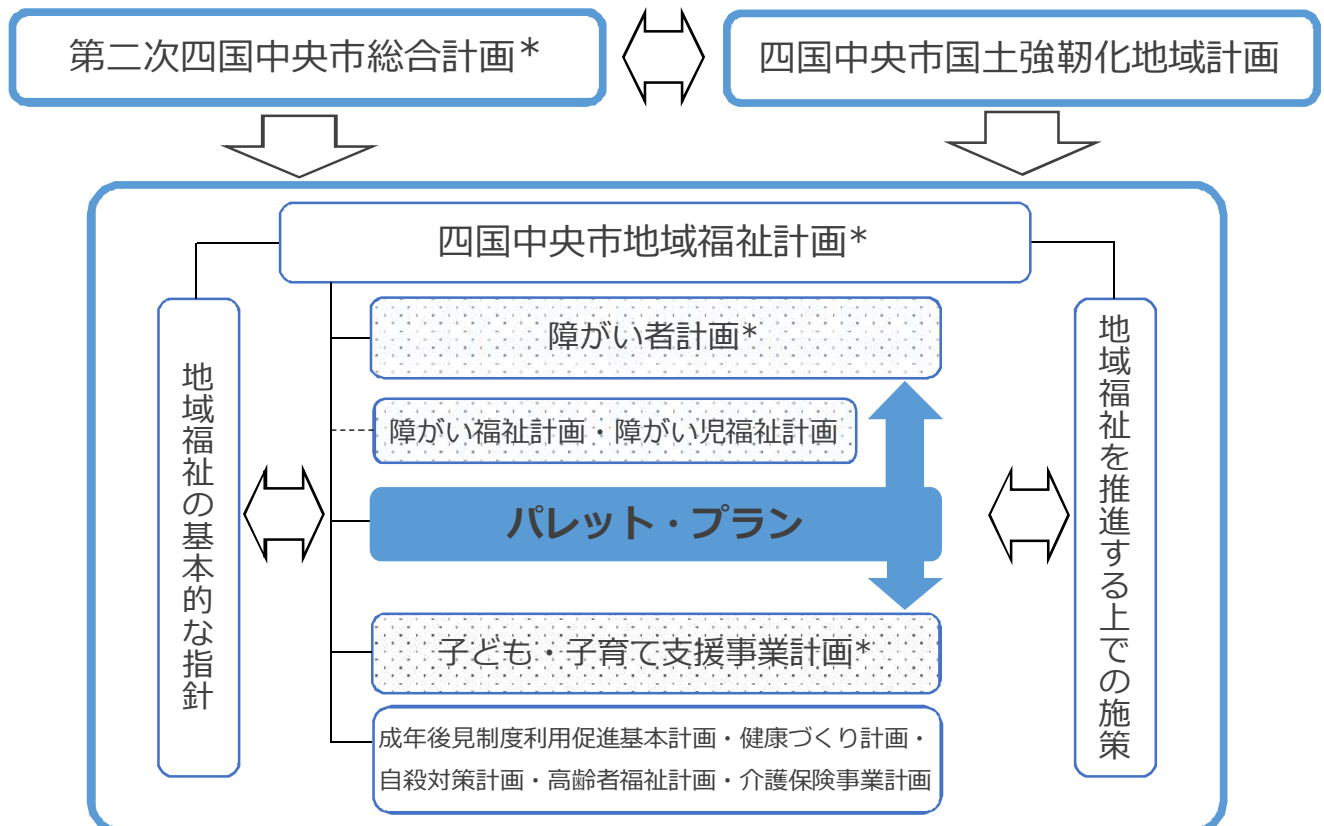
パレット・プランの位置づけ

1. 法的位置づけ

パレット・プランは、法令の規定に基づき策定するものではありません。本市の子ども若者の福祉施策を充実・推進するため、独自に策定するものです。

2. 本市の計画体系における位置づけ

パレット・プランは、**四国中央市地域福祉計画***を上位計画とし、**四国中央市障がい者計画***や、**四国中央市子ども・子育て支援事業計画***における、支援が必要な子ども・若者への取り組みを補完する位置づけとします。



パレット・プランの対象

1. 対象者

パレット・プランは、「障がいの有無にかかわらずそれぞれが有する特性により、社会生活を送るうえで何らかの困りごとがある子どもと若者」（以下、「子ども若者」と、子ども若者を支える環境を対象とします。

2. 対象年齢と困りごと

パレット・プランで対象とする子どもと若者の年齢と困りごとは、下表のとおりとします。

困りごと	0歳代	10歳代	20歳代	30歳代
障がい児（者） 福祉サービスに 関すること	障がい者計画*・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 パレット・プラン			
上記以外の困りごと	パレット・プラン			

3. 計画の期間と構成

パレット・プランの期間

このプランは、令和4年度から令和8年度の5年間としますが、社会情勢の変化に伴い必要な見直しを行います。

パレット・プランの策定体制

1. 四国中央市障害児等福祉審議会*

パレット・プランの策定にあたっては、**四国中央市障害児等福祉審議会***において、ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。



四国中央市障害児等福祉審議会

障がいや発達に特性のある児童の将来の暮らしを見据えた、当事者も保護者も安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、平成27年10月に発会しました。

審議会では、次の3つの事項を審議対象としています。

- ① 発達特性及び障がいのある児童の福祉の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- ② 障がい児等の福祉施設に関する事項
- ③ その他、障がい児等の福祉に関する施策に関し必要と認められる事項

なお、パレット・プランは①に基づき作成しています。

2. 意見聴取の実施

本市の子ども若者福祉の実態の把握や第1期パレット・プランを評価するため、市内事業所より意見聴取を行いました。詳しくは「第4章 評価と課題」で紹介します。34ページをご覧ください。

3. タウンコメントの実施

市民のみなさまから計画に対するご意見をいただき、それを反映した計画とするためのタウンコメントを実施しました。

パレット・プランの構成

パレット・プランの構成は次のようになっています。

現状把握



第2章 子ども若者をとりまく現状

国や県、そして本市の取り組みから、子ども若者をとりまく現状を整理

第3章 子ども若者発達支援センター

Paletteの取り組みから、子ども若者をとりまく現状を整理

課題抽出



第4章 評価と課題

第1期パレット・プランと、本市の現状から見える課題を整理

施策検討

第5章 パレット・プラン

ニーズを満たし、課題を克服するための施策を検討

第 2 章

子ども若者を とりまく現状

国や県、そして本市の現状から

子ども若者をとりまく現状を整理しました。

1. 国・県の現状

1. 国の歩み

今日の国の障がい児をめぐる施策は、昭和 23 年に施行された**児童福祉法***において、障がいのある子どもに対する支援が位置づけられたことに始まります。以降、重症心身障害児を含む障がい児の入所施設や、障がい児が通所できる施設の制度化が進んでいきました。

平成 25 年には、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことを目的とした、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法*）**が施行されました。その後、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、平成 30 年 4 月に障害者総合支援法*及び児童福祉法*の一部改正（一部の規定を除く。）が行われました。

一方教育の分野では、児童福祉法*の施行と同じく昭和 23 年に**学校教育法***が施行され、それまで教育の対象とされていなかった障がい児に対し、特殊教育という分離別学の形で教育の機会が与えられました。昭和 54 年の養護学校義務化では、それまで就学猶予や免除の対象とされてきた重度の障がい児に対しても、平等に教育の機会が保障されるようになりました。

平成 26 年に批准した**障害者権利条約***では、人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある者がその能力等を最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能とするため、障がいのある者と障がいのない者とが共に学ぶ仕組みとしての「**インクルーシブ教育システム***」の理念が提唱されました。平成 29 年に改訂された学習指導要領では、その理念を実現するためのさまざまな取り組みが規定されています。

また、近年の少子化や核家族化、高度情報化、厳しい経済情勢などを背景に、ニート、引きこもり、不登校*などの社会参加が難しい子ども若者が増加したことを受けて、平成 22 年に**子ども・若者育成支援推進法***が施行されました。これにより、各分野の機関が連携して、ひとりひとりの子ども・若者に対し総合的な支援を行う新たな枠組みがつけられました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、事態の深刻化や新たな問題の発生など、子ども若者を取り巻く環境は大きく変化しており、ポストコロナ時代に向けた新たな取り組みが必要となっています。

2. 県の歩み

県では、昭和27年に全国7番目の県立肢体不自由児施設として、**愛媛整肢療護園**が開園し、以降、各地に心身障がい児の入所・通所施設が設置されてきました。

特に愛媛整肢療護園については、県下の肢体不自由児の有効かつ適切な療育*を行うため、入園治療のほかに外来診察、巡回検診、居宅療育指導相談などを行ってきましたが、求められる新たな機能に対応するため、重症心身障害児施設、病弱児の入院できる一般病棟、短期入所、重症児通園施設（A型）と発達障害者支援センターの機能を備えた**愛媛県立子ども療育センター**を平成19年に東温市に開設しました。

移転した愛媛整肢療護園跡地施設には、翌年、児童虐待やDV、心の健康、障がいなどに関する相談にワンストップで対応できる体制の整備を目的に、県の相談機関を集約した**愛媛県総合保健福祉センター**を開設しています。同施設内にある愛媛県心と体の健康センターでは、ひきこもり相談室を設置し、本人はもちろん、ひきこもりに悩む家族を対象にした相談や、学習・交流支援などを行っています。

一方、県の特別支援教育については、昭和4年に私立愛媛盲啞学校が県に移管されたことに始まり、以降国の施策や対象児の増加を受けて、盲・聾学校と養護学校、またそれらの分校が各地に設置されてきました。特別支援学級についても、昭和25年に川之江中学校（現在の川之江北中学校）に設置された「特殊児童生徒相談部」が、翌年「補導学級」として設置されたことに始まり、以降県内各地の学校に設置されてきました。

県教育委員会では、昭和32年に最初の特殊教育の学習指導要領を策定、昭和52年に障害児教育室を設置するなど、障がい児教育の推進を図ってきました。

特別支援学校については、身近な地域に学校が欲しいという切なる思いを受け、令和3年4月に愛媛県立新居浜特別支援学校みしま分校が三島小学校内に開校し、本市における特別支援教育の充実が期待されています。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法*では、地方自治体は障がい福祉サービスについて、3年間で1期とする障害福祉計画を策定し、計画的な整備を図るとされています。これを受けて県では、自立した日常生活、社会生活を営むために必要なサービス等が受けられるとともに、新たな課題やニーズに対応するため、市町と連携して、障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供する体制の計画的な整備を進めるため、令和3年3月に**第6期愛媛県障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画***を策定しています。

2. 本市の現状

本市の歩み

本市の今日につながる障がい児福祉は、旧川之江市において昭和43年8月に**母子通園療育ホーム**を金生公民館の敷地内に開設したことに始まります。母子通園療育ホームでは、肢体が不自由な子どもとその保護者が通園し、医師や訓練指導員の指導を受けそれぞれの障がいに応じた機能回復訓練を行いました。昭和51年5月には**情緒障害児母子通園ホーム**（後の**かわのえ通園ホーム**）を開設し、精神や身体の発達に遅れをもつ就学前の幼児に対し、基本生活や集団生活への適応訓練を行いました。情緒障害児母子通園ホームについては、昭和52年3月に名称を心身障害児母子通園ホームに改めるとともに、肢体不自由学級を増設しています。昭和56年12月には新装した川之江文化センターの1階に、母子通園療育ホーム、心身障害児母子通園ホームともに場所を移しています。

昭和44年4月には、旧市町村により設立された組合が主体となり、**川之江学園**（後の**太陽の家**）が妻鳥町に開設され、同時に南中学校、妻鳥小学校の分校が併設されました。川之江学園では入所する知的障がい児に対し、将来の自立を見据えた生活指導、学習指導や作業指導が行われました。併設されていた分校は、昭和54年の養護学校義務化により、今治養護学校川之江学園分校（後の今治特別支援学校太陽の家分校）に移管されましたが、その後児童・生徒数は減少していき、県立特別支援学校の再編計画により平成21年3月に閉校、新居浜分校に統合されています。

また、旧伊予三島市では、就学前の在宅心身障がい児について、障がいの程度を少しでも和らげ、社会生活・集団生活ができるようにとの配慮から、昭和51年に在宅訪問指導を開始しています。その翌年には、週2回、児童館において母子通園による**親子ホーム**（後の**みしま親子ホーム**）を開始し、昭和57年4月には、幼・保・在宅と一元化された心身障がい児対策の確立のため、「心身障害児通園事業*」の指定を受け、場所を勤労青少年ホームに移し通園指導を行いました。平成2年には新たに建設された福祉会館の1階に場所を移しています。

本市の障がい児施策は、平成19年4月に**発達支援準備室**を設置したことにより転機を迎えました。同年7月には準備室を**発達支援室**に移行するとともに、**四国中央市発達支援事業実施要綱**の施行により、**発達支援相談連絡会**が発足し、**個別支援計画***の作成を開始しました。翌年には名称を**発達支援センター**と改め、一貫した療育体制を整備するため、みしま親子ホームとかわのえ通園ホームを所管するとともに、幼児ことばの教室（5教室）をホームに統合して「個別療育教室」を開設し、作業療法士*と指導員による療育*を開始しました。平成22年には臨床心理士*、言語聴覚士*が加わり、さらなる専門的な支援を行ってきました。

その後、平成24年4月に再び発達支援センターから名称を変更した**発達支援室**では、同時期に改正された児童福祉法*により創設された「放課後等デイサービス*」を、同年7月に親子・通園の両ホームで開始し、就学児の放課後や長期休暇時における居場所の提供を行ってきました。翌年4月には**四国中央こども発達支援事業施設**として新規指定事業者指定を受けるとともに、**どい子どもホーム**を開設し土居地域における放課後等デイサービス*を開始しました。また、子どもが通う保育園や小学校などで集団生活への適応を支援する「保育所等訪問支援*」を開始するなど、制度に対応した障がい児福祉サービスの提供に努めてきました。

利用者数が増加する一方で、全国的な保育士不足による療育担当職員の確保問題や、利用する諸室の不足問題から平成 21 年度に立ち上がった療育施設の統合計画は、政府が推進する子ども・若者育成支援や、本市の公共施設の再編計画などを受け、平成 29 年 4 月に**四国中央市子ども若者発達支援センター***（愛称「Palette」。以下、Palette もしくはセンターと言います。）を開設しました。同年 6 月には、子ども・若者育成支援推進法*に基づく**四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議***（以下、ネットワーク会議と言います。）が発足し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など、地域の様々な機関によるネットワークの構築や個別支援計画*の改訂などを行っております。

令和 3 年 9 月には、障がいのある人もない人も同様に自分らしく生活を送れるよう、お互いに理解を深め、地域の多様な関係者が協働して、ひとりひとりを大切にしたい社会の実現を目指して、**四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例***を制定しました。

Palette は、幼児から就労を含む社会生活期までの一貫した支援と、子ども若者のさまざまな相談に応える施設です。今後もさまざまな問題に対し関係機関と連携しながら支援を行っていきます。

四国中央市子ども若者発達支援センター「Palette」



Palette（パレット）の由来

「子どもたちのさまざまな個性や特性が集まり、成長や発達を支援し、社会へ送り出すための準備の場」である本施設を、「いろいろな色を置き、混ぜ合わせて新しい色を創り出し、キャンバスにもっていくためのパレット」に例えたもの。

本市の取り組み

現在、本市で実施している主な取り組みや、提供されているサービスをまとめました。

1. 気づき

障がいや特性に気づききっかけとなる取り組み。

妊娠期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	年中 (5歳)	年長 (6歳)	入学
妊婦一般健康診査	4か月児健康診査 6～7か月児健康診査 10～11か月児健康診査	1歳6か月児健康診査		3歳児健康診査		5歳児相談	ことばの検査(4月) 就学時健康診断(11月)	特別支援学校 特別支援学級 通常の学級

名称	対象	内容	担当部署
妊婦一般健康診査	母子健康手帳をもつ妊婦	問診・相談、血液検査、超音波検査など。	保健推進課
乳幼児健康診査	4か月、6～7か月、10～11か月、1歳6か月、3歳児	問診、計測、小児科医・歯科医の診察、相談など。	保健推進課
5歳児相談	5歳児(年中児)	アンケート。	Palette
ことばの検査	保育園・幼稚園の年長児	発音、聞き分け、舌の動きのテスト。	Palette
就学時健康診断	小学校に入学する幼児	身体検査、ことばの検査、適応検査など。	各小学校



5歳児相談

就学まで1年余りとなる時期に、発達について保護者・園が共通認識を持ち、必要な配慮や支援を行うことで、園生活の充実とスムーズな就学につなげること、保護者の心配に寄り添い、不安の軽減を図ることで、育児支援を行うことを目的に実施している。

2年間のモデル事業を経て、令和2年度から全市拡大した。

2. 相談・フォロー

気づいた後の相談や、子どもとその保護者へのフォローなどの取り組み。

(1) 相談・検査

名称	内容	担当部署
妊婦相談 育児相談	妊娠中の健康管理や出産・育児に関するさまざまな相談。親子が自由に交流できることも広場を併設。	保健推進課
発育発達相談	発達に課題がある乳幼児の子育てや早期療育*の必要性についての個別相談。	
電話相談・家庭訪問	発育・発達、子育てに関する個別相談。	
巡回相談	愛媛県立子ども療育センター療育支援事業巡回相談。	
子育て総合相談	子どものこと、子育てのことに関する総合相談。	こども課
来所相談・電話相談	障がいや発達特性、家庭・学校生活、就学などの相談。	Palette
訪問相談	園や学校での支援方法等に関する相談。	
発達検査	発達の度合いや特性を把握し、支援に役立てるための検査。	
申請・相談	各種手帳や利用できる福祉サービスに関する申請受付・相談。	生活福祉課
基幹相談	福祉サービスや、その他の困りごとに関する相談と支援機関へのつなぎ。	基幹相談支援センター
療育相談	小児精神・神経科の専門医との個別相談。	教育委員会
教育相談	就学に向けての個別相談。	
こども支援室	少年・少女の生活上の悩みや不登校などの個別相談。	

(2) フォロー

名称	内容	担当部署
フォロー教室 (ドラえもん/アンパンマン)	1歳6か月・3歳児健診で経過観察が必要とされた幼児と保護者を対象とした教室。集団遊びや親子遊びを通して、子どもの発達状況を保護者と一緒に観察し、適切な関係機関へつなぐ。	保健推進課
ひろば活動療育支援 (ミニクラブ)	発達に心配がある幼児と保護者の親子遊びと相談の場。	Palette

3. 療育支援

児童福祉法*に基づく支援の取り組み。

名称	内容
児童発達支援	基本的な生活習慣の自立、集団生活への適応力の育成を目的とした療育支援。未就学児が対象。
放課後等デイサービス	生活能力向上・余暇活動の充実を目的とした療育支援。学齢期～18歳（特例20歳）が対象。
保育所等訪問支援	訪問支援員による保育園・幼稚園・学校等での療育支援。

4. 教育支援

学校での支援の取り組み。

名称	内容	担当部署
通級指導教室	通常の学級に在籍しながら、障がい等の状態に応じて特別な指導を受けるために通う教室。 令和3年5月現在、市内小中学校6校に12教室を設置。	教育委員会
特別支援学級	障がいの種別ごとに少人数によるきめ細やかな指導を行う学級。 知的、自閉症・情緒、肢体、難聴など、令和3年5月現在、市内小中学校に70学級を設置。	
適応指導教室	学校復帰、もしくは卒業後の進路先を見据えて子どもに社会的適応を行えるように指導する。市内に3教室を設置。	

5. 総合支援

子どもの成長に寄り添った縦横の支援の取り組み。

名称	内容	担当部署
個別支援計画	乳幼児期から学校卒業後まで、一貫した支援を行うことができるようにするための計画の策定。	所属機関 Palette など

6. 広報・啓発

子ども若者や子育てなどに関する広報・啓発活動。

名称	内容	担当部署
あったか子育てセミナー	保護者や子どもたちの成長に関わる職にあるもの、また障がいや発達特性のある子どもの療育*に携わるものを対象とした、外部講師によるセミナー。	Palette
四国中央市子育て応援隊	「めざせ!子育て環境四国一」をスローガンに、本市の子ども・子育ての情報を発信しているウェブサイト。	こども課 保健推進課 Palette

7. 連携

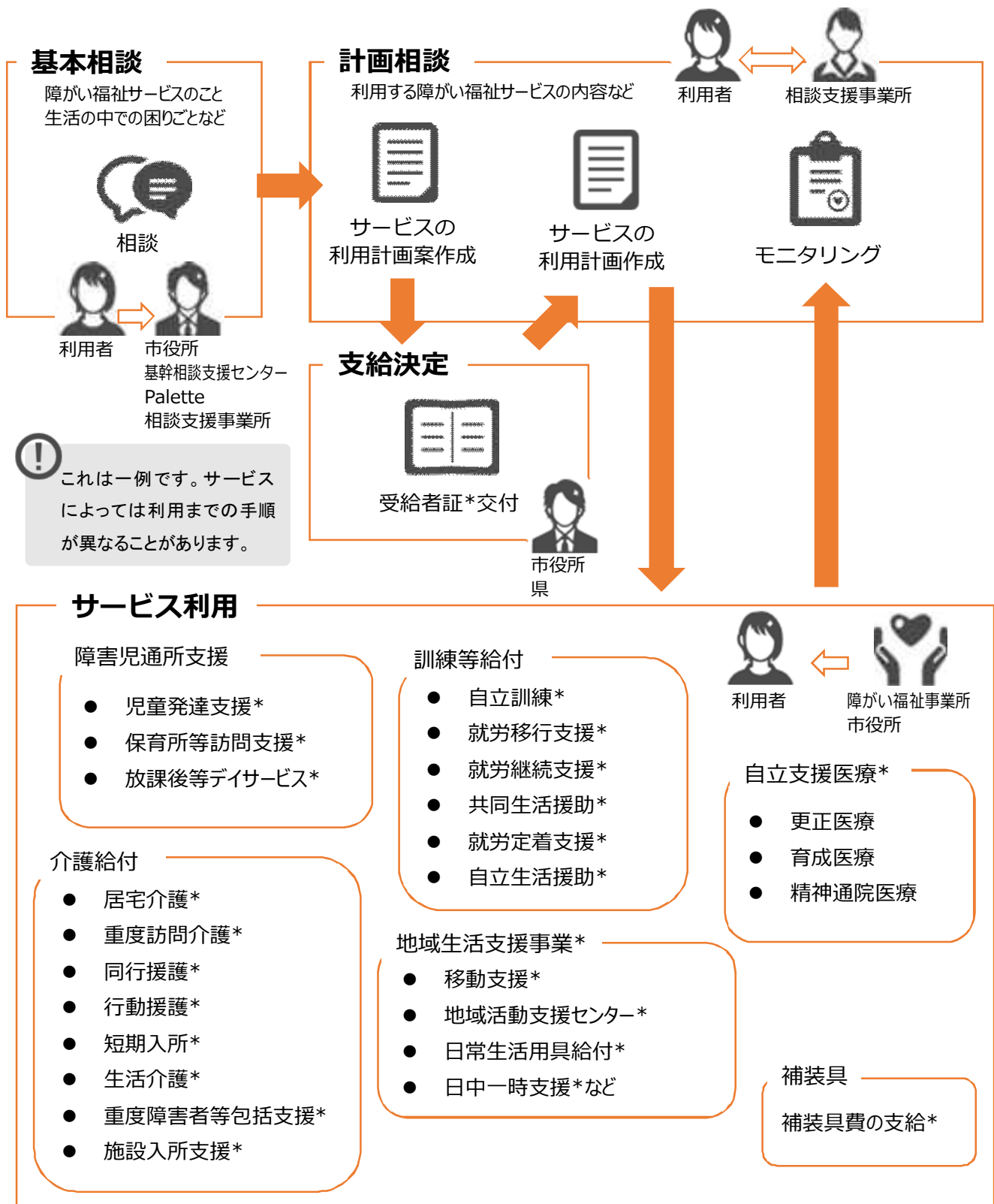
関係機関との情報交換、ケース会議などの取り組み。

名称	内容	参加機関
子ども若者支援ネットワーク会議	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関が連携して支援。	教育、福祉、保健、医療、雇用、矯正・更生保護
障害児等福祉審議会	障がい児等福祉の総合的かつ計画的な推進や、福祉施設に関する事項についての審議。	福祉、医療、当事者
放課後等デイサービス事業所連絡会	支援内容の相互理解と情報共有。	放課後等デイサービス事業所
児童発達支援連絡会	支援を必要とする子どもと保護者が、必要な資源を利用することができる地域づくりを目指し、個別のケース協議・情報共有や連携。	児童発達支援、相談支援、保健、福祉
乳幼児健診連絡会	保健センターが把握した要経過観察児について、今後の適切な支援のための情報共有。	保健、福祉、教育
四国中央病院ケース会	医療的支援が必要と思われる子どもの情報交換と助言。	医療、保健、福祉、教育
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や支援のため、情報の共有と役割分担の調整。	警察、保健、福祉、教育
自立支援協議会	当事者を含む障がい福祉の関係者による、障がいのある人達の支援についての協議。	福祉、医療、保健労働、当事者
相談支援専門員連絡会	相談支援事業所間の情報交換や啓発など。	相談支援事業所
教育支援委員会	支援を必要とする子どもの就学先と支援方法を協議。	教育、保健、福祉医療
こども支援室連絡会	不登校児支援に関する情報共有と連携	教育、福祉

8. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスとは、心身に障がいのある方が社会的に自立し、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活の質の向上や安全な暮らしを確保するためのさまざまなサービスのことをいいます。

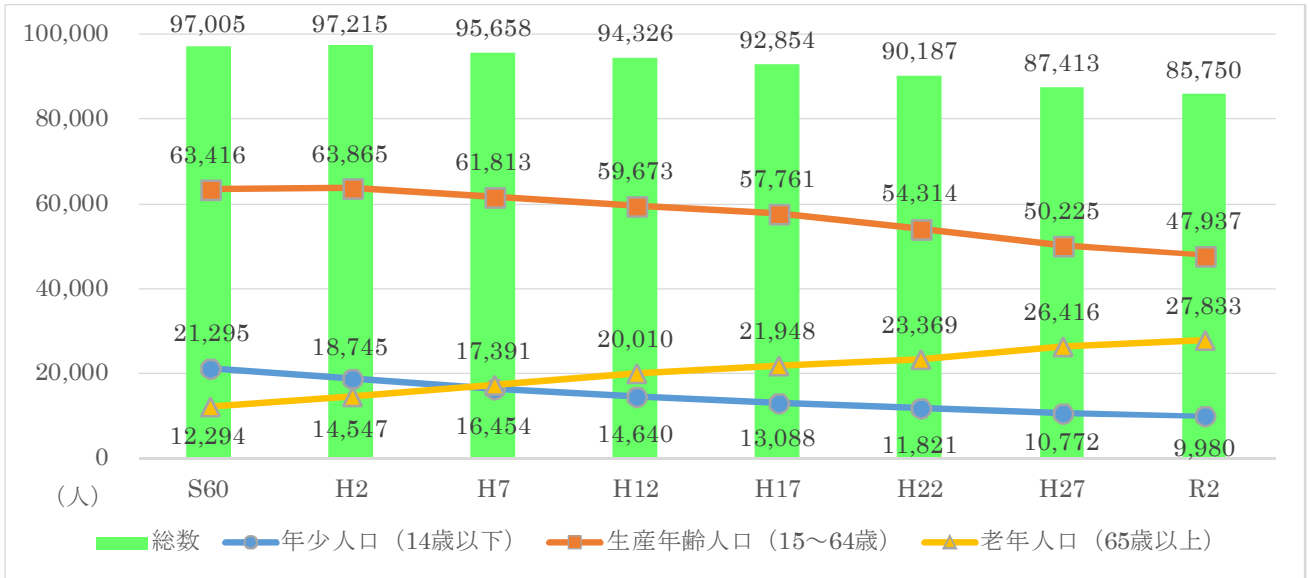
本市の障がい福祉サービスの利用イメージを紹介します。



本市のデータ

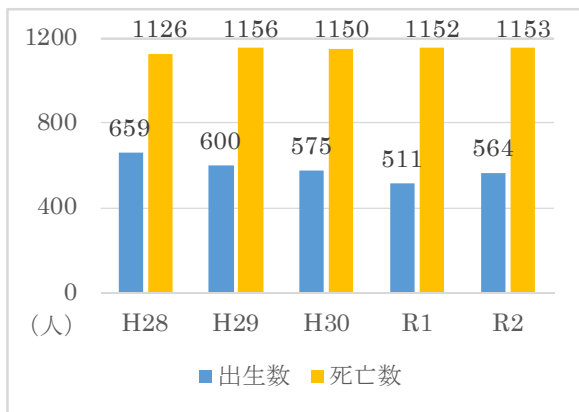
1. 人口

(1) 総人口および年齢3区分人口の推移



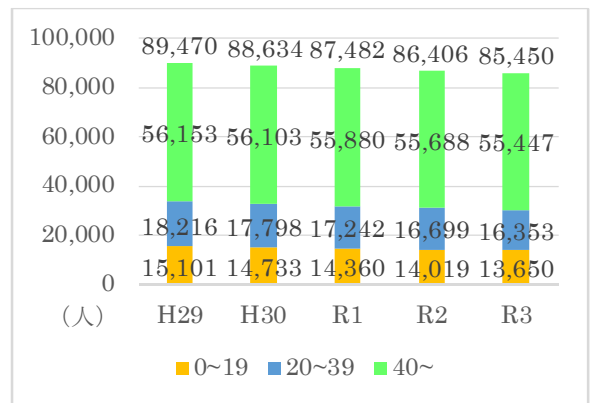
国勢調査・R2は住民基本台帳より

(2) 出生数・死亡数 (1.1~12.31)



住民基本台帳年報より

(3) 年齢別人口 (1.1 現在)



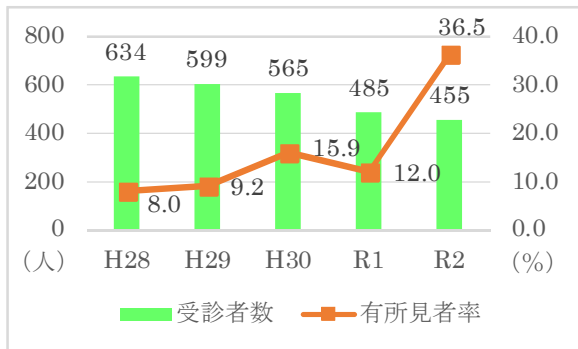
住民基本台帳年報より

2. 気づき・フォロー

(1) 乳幼児健康診査状況

各検査において、医師より要指導などの「所見あり」とされた乳幼児の実人数など。

① 4か月児健康診査



保健推進課調べ

R2 有所見児の状況 (のべ人数)	4か月
顎定不確実	18
身体的 (低出生体重児・体重の増えが悪い等)	18
呼吸器系 (気管支炎等)	1
神経系 (痙攣・脳性麻痺・筋緊張異常等)	3
循環器系 (機能性・器質性心雑音等)	3
皮膚疾患 (湿疹・血管腫・アトピー性皮膚炎等)	107
視聴覚系 (斜視・眼瞼下垂・難聴等)	6
消化器系 (そけいヘルニア・臍ヘルニア等)	3
泌尿器系 (陰嚢水腫・停留睪丸等)	4
整形外科 (開排制限・斜頸等)	11
その他	22
計	196

※重複あり

② 1歳6か月児健康診査

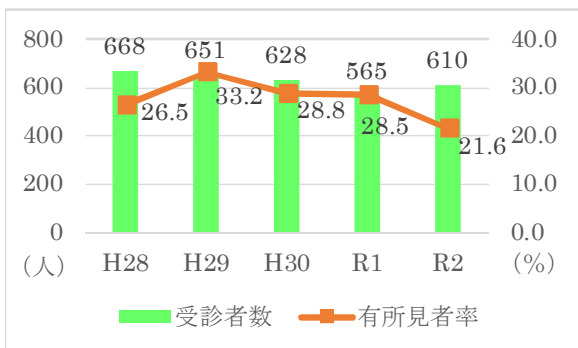


保健推進課調べ

R2 有所見児の状況 (のべ人数)	1歳6か月	3歳
身体的発育異常	19	23
精神発達遅滞	0	2
言語発達遅滞	103	40
熱性痙攣	—	0
運動機能障害	6	0
神経系感覚器異常 (視覚・聴覚・てんかん等)	7	63
血液疾患 (貧血等)	0	1
皮膚疾患 (アトピー性皮膚炎等)	18	8
循環器疾患 (心雑音等)	7	2
呼吸器系疾患 (ぜんそく性疾患等)	0	1
消化器系疾患 (そけいヘルニア等)	1	3
泌尿器生殖器系疾患 (滞留精巣等)	12	3
先天異常	0	2
情緒行動上の問題 (多動等)	5	6
その他 (養育・その他)	0	—
計	178	154

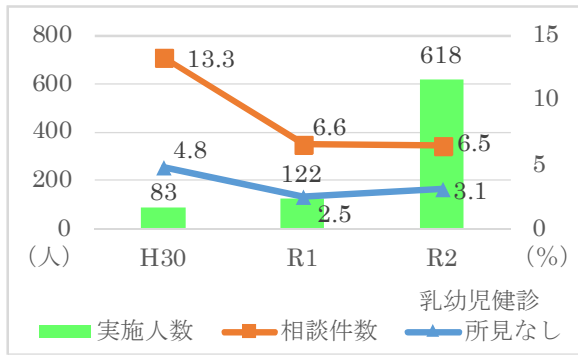
※重複あり

③ 3歳児健康診査



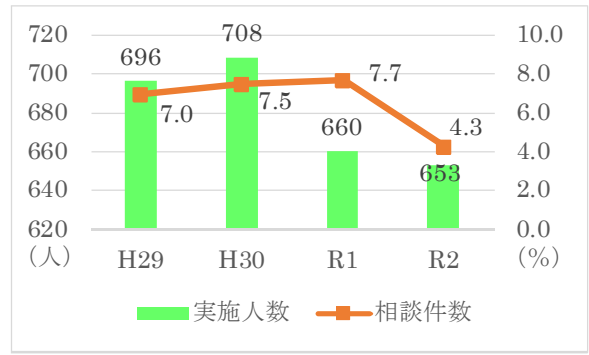
保健推進課調べ

(2) 5歳児相談実施件数



H30・R1 はモデル園事業。R2 より全市拡大。Palette 調べ

(3) ことばの検査*状況

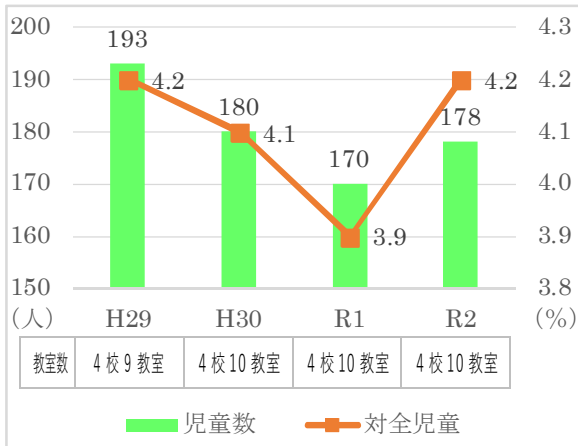


Palette 調べ

3. 教育支援

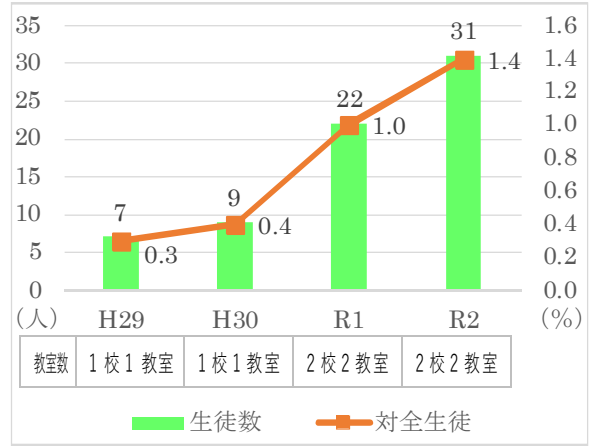
(1) 通級指導教室*利用状況

① 小学校



教育委員会調べ

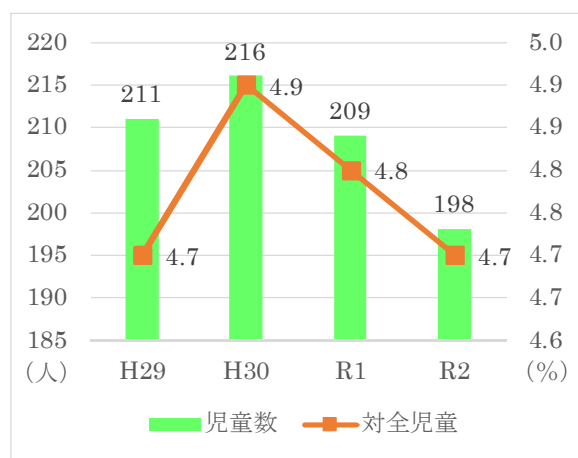
② 中学校



教育委員会調べ

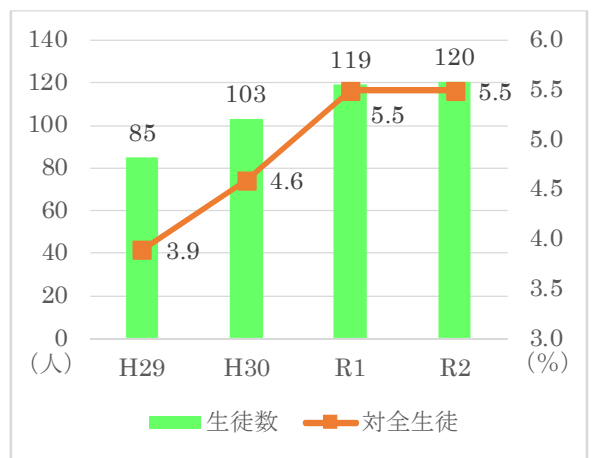
(2) 特別支援学級*児童生徒数 (5.1 現在)

① 小学校



教育委員会調べ

② 中学校

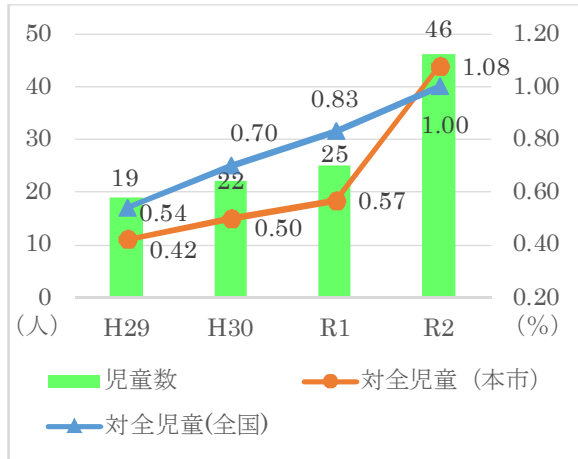


教育委員会調べ

第2章 子ども若者をとりまく現状

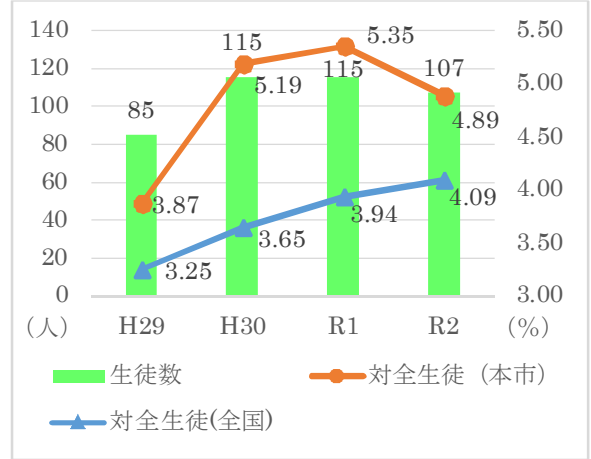
(3) 不登校児童生徒数

① 小学校



教育委員会、文部科学省調べ

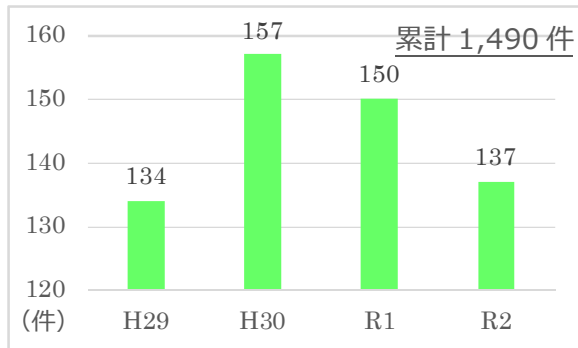
② 中学校



教育委員会、文部科学省調べ

4. 総合支援

個別支援計画*新規作成状況



Palette 調べ

5. 障がい福祉サービス

(1) 手帳所有者数 (年度末時点)

① 全年齢



生活福祉課調べ

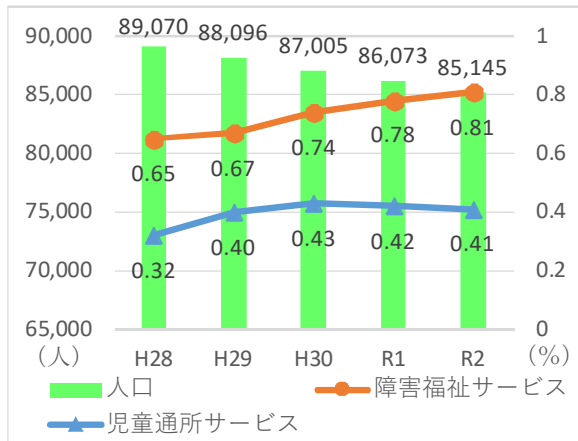
② 18歳未満



生活福祉課調べ

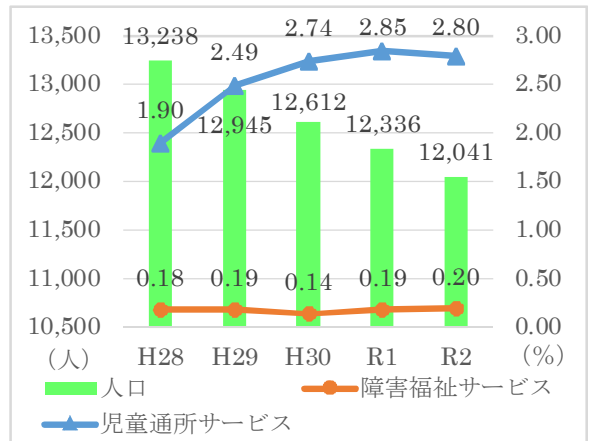
(2) 障害福祉サービス等受給者数（年度末時点）

① 全年齢



生活福祉課調べ

② 18歳未満



生活福祉課調べ

(3) 提供事業所数（令和2年4月1日現在）

① 障害者総合支援法*に基づく障害福祉サービス提供事業所

サービス名		事業所数	利用定員	備考	
訪問系 のべ27カ所	居宅介護*	11			
	重度訪問介護*	10			
	同行援護*	5			
	行動援護*	1			
日中活動系 のべ36カ所	生活介護*	15	212	基準該当5	
	自立訓練（機能訓練）*	0			
	自立訓練（生活訓練）*	2	26		
	宿泊型自立訓練*	0			
	就労移行支援*	2	20		
	就労継続支援A型*	2	30		
	就労継続支援B型*	11	166	従たる事業所2	
	療養介護*	0			
短期入所*	併設型	2	21		
	空床型	2			
居住系 のべ5カ所	施設入所支援*	障がい者支援施設	2	90	
		障がい児入所施設	1	30	経過的措置
	共同生活援助*	包括型	1	19	
		外部型	1	20	
相談支援系 のべ25カ所	計画相談支援*	9			
	地域移行支援*	8			
	地域定着支援*	8			

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画*より

第2章 子ども若者をとりまく現状

②児童福祉法*に基づく障害児通所支援等提供事業所数

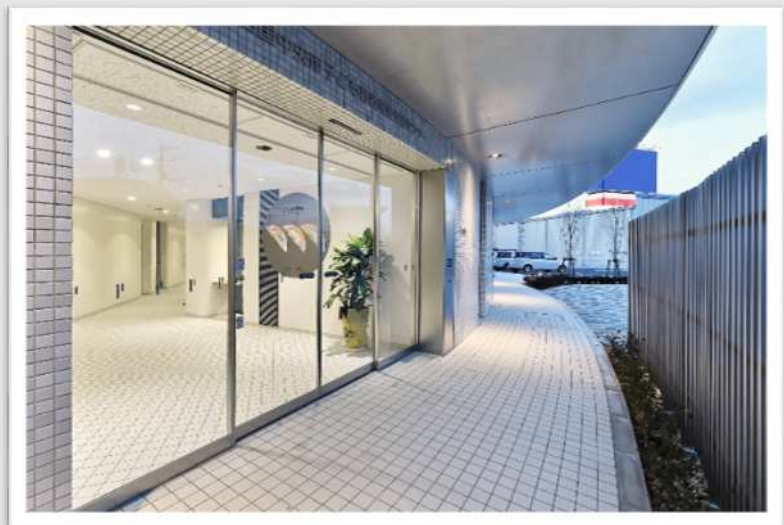
サービス名		事業所数	利用定員	備考
通所系 のべ15カ所	児童発達支援*	4	55	
	放課後等デイサービス*	10	105	従たる事業所1
	保育所等訪問支援*	1		
入所系 1カ所	施設入所支援* 障がい児入所施設	1	30	
相談支援系 9カ所	計画相談支援*	9		

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画*より



施設紹介①

飛び出し防止対策を講じた玄関



Paletteの「P」をかたどった施設案内図

第 3 章

子ども若者 発達支援センター

Palette の取り組みについて紹介します。



令和 2 年度の実績については新型コロナウイルス感染症の影響を受けております。

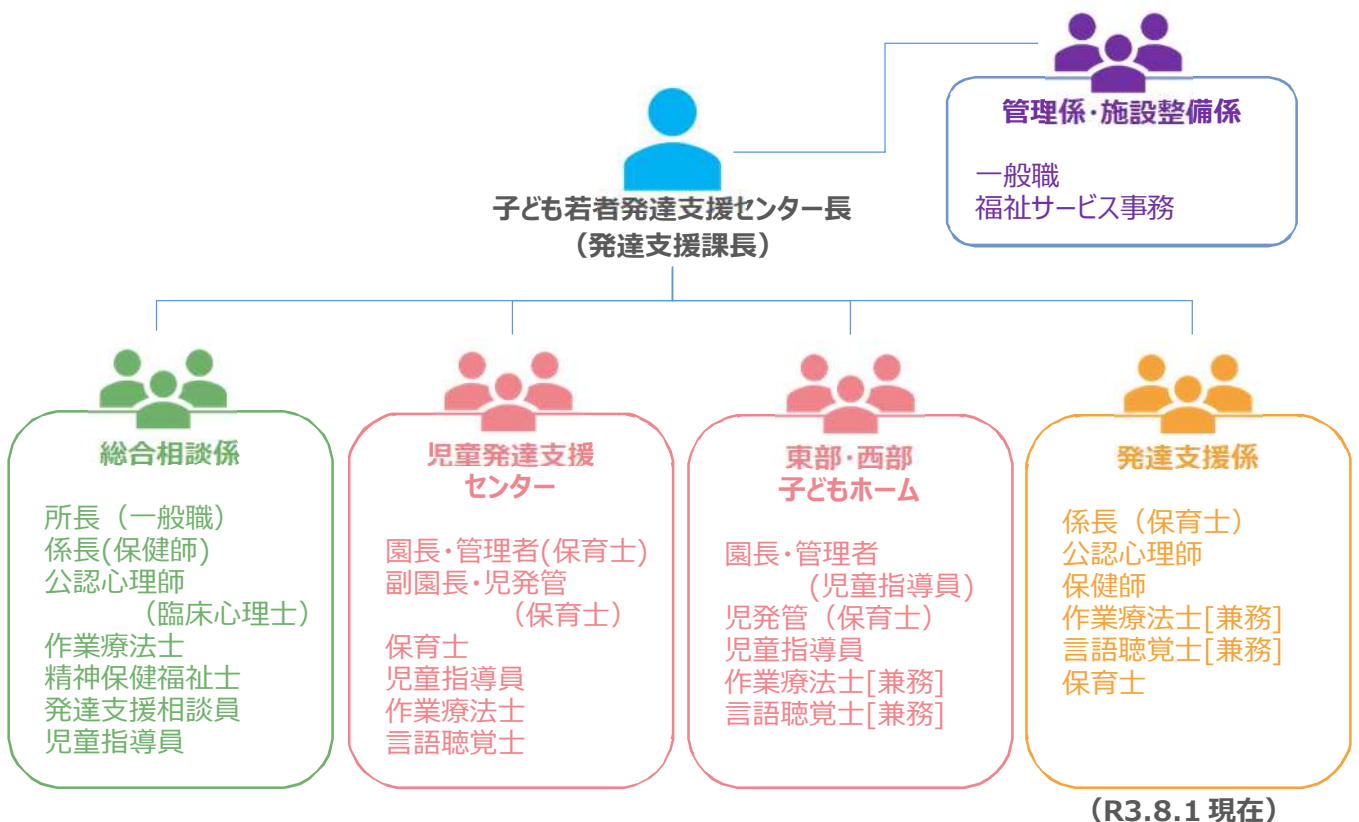
1. Palette の法的位置づけ

Paletteでは、**児童福祉法***に基づく**福祉型児童発達支援センター***及び**放課後等デイサービス***事業所として、児童発達支援*事業、保育所等訪問支援*事業、障害児相談支援*事業及び放課後等デイサービス*事業を行うほか、**子ども・若者育成支援推進法***に基づく、**子ども・若者総合相談センター***として、子ども若者が抱える悩みや相談に応えます。



2. Palette の組織

職員配置



3. Palette の機能

Palette が有している機能を紹介します。

	児童発達支援 センター	東部・西部 子どもホーム	総合相談係	発達支援係	管理係
相談			・総合相談	・総合相談 ・5歳児相談	
検査			・発達検査	・発達検査 ・ことばの検査	
療育	・児童発達支援 (小集団療育) (個別療育)	・放課後等デイ (小集団療育) (個別療育)			
地域 支援	・保育所等訪問支援		・個別支援計画 ・出前講座	・合同巡回相談 ・ミニクラブ ・出前講座	・広報・啓発 ・パレット・プラン
連携		・放課後等デイサ ービス事業所連絡会	・基幹相談支援 ・ネットワーク会議		・児童発達支援連絡会 ・障害児等福祉審議会



相談

子ども若者本人やその保護者、また園や学校などで子ども若者とかがわる人達からの不安や心配ごとの相談に応え、必要な手立てを一緒に考えます。

▶ 詳しくは24ページをご覧ください。



検査

お子さんがどのように物事を捉えているか、得意なこと、苦手なことは何かを調べ、保護者や支援者の共通理解のもと、支援の手立てを考えていきます。

▶ 詳しくは25ページをご覧ください。



療育

お子さんの年齢や特性、困りごとに応じて、基本的な生活習慣（生活能力）の習得や集団（社会）生活への適応力を高めるための支援を行います。

▶ 詳しくは26ページをご覧ください。



地域支援

地域の発達支援の拠点として、支援者の育成、地域住民や企業の理解促進、子ども若者の地域社会への参加促進を行います。

▶ 詳しくは27ページをご覧ください。



連携

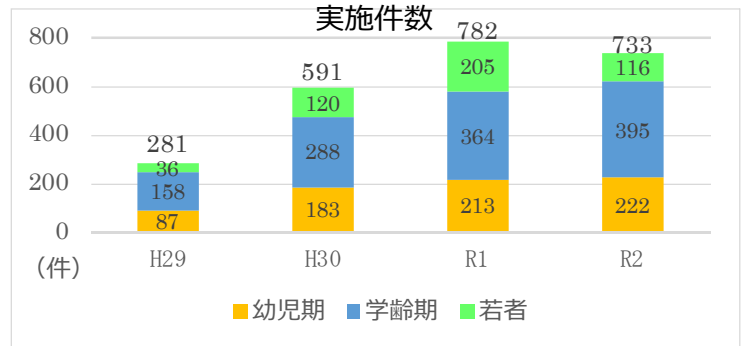
ネットワーク会議*など、子ども若者支援に関するネットワークを構築し、その中心となって関係機関のつなぎや情報交換、ケース会議などを行います。

▶ 詳しくは28ページをご覧ください。

相談

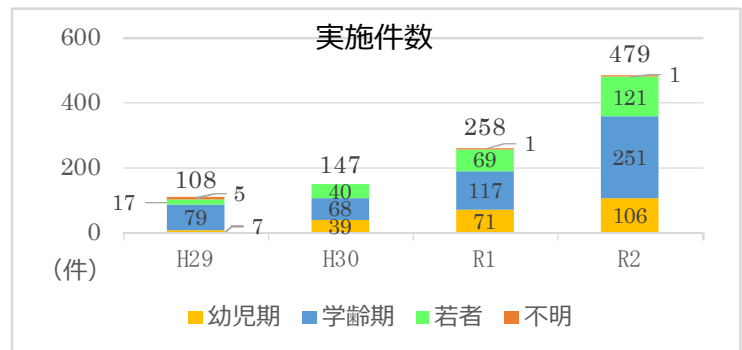
来所相談

Palette の相談室などにおいて、相談員や言語聴覚士*、作業療法士*などの各種専門職（以下、「相談員等」といいます。）が、本人や保護者などの相談に応じています。



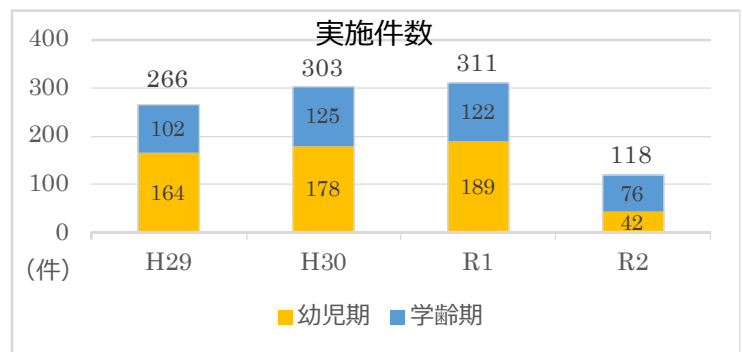
電話相談

Palette の相談員等が、本人や保護者、支援者などからの電話による相談に応じています。



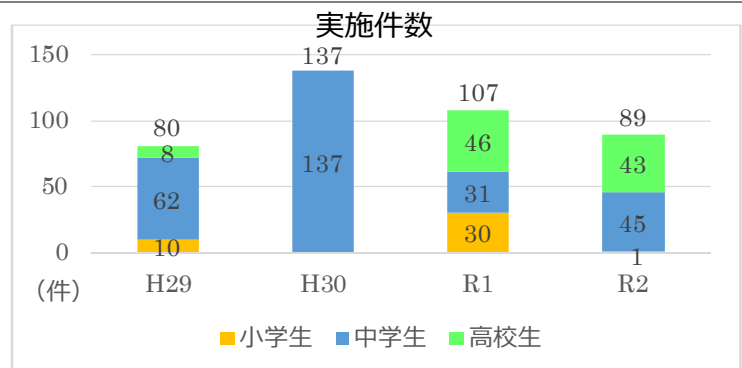
訪問相談

保護者からの要請により、相談員等が園や学校でのお子さんの様子を見させていただき、子育てや支援の手立てに関する相談に応じています。（令和 1 年までは巡回相談のため、学校や園からの依頼も含まれていません。）



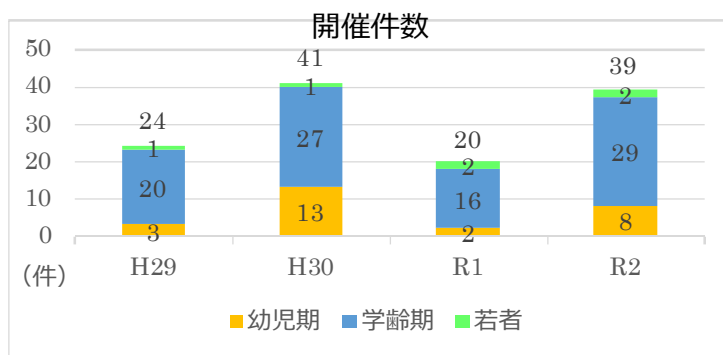
心理療法

心理職が心理面での問題に直面している方に対して、定期的な面接によってその問題解決を援助しています。



ケース会

関係機関が情報を共有し、支援の方向性の検討と役割分担を行うことで、一貫した支援を継続的に行っています。



5 歳児相談*

就学まで1年余りとなる時期に、発達について保護者・園が共通認識を持ち、必要な配慮や支援を行うことで、園生活の充実とスムーズな就学につなげること、保護者の心配に寄り添い、不安の軽減を図ることで、育児支援を行うことを目的に実施しています。

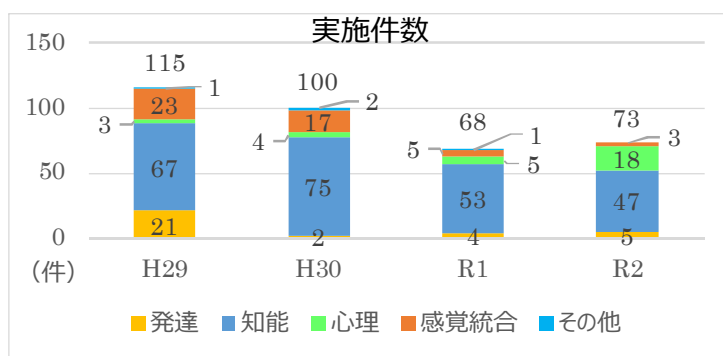
年度	配布数	回収数	相談件数	乳幼児健診 所見なし	過去 Palette への相談なし	備考
H30	83	83	11	4	10	モデル園事業
R1	125	122	8	3	7	モデル園事業
R2	628	618	40	19	31	全市拡大

単位：件

検査

検査

お子さんがどのように物事を捉えているか、得意なこと、苦手なことは何かを調べ、保護者や支援者の共通理解のもと、支援の手立てを考えていきます。検査をするにあたっては、相談員や検査担当職員が本人の様子を見たとうえで、必要な検査とその実施時期を判断しています。



ことばの検査*

「年齢相応の発音が獲得されているか」「独特の発音の癖がないか」などについて確認するため、毎年4月に市内全ての保育園・幼稚園の年長児を対象に実施しています。必要に応じて、Palette の個別療育等につながっています。(R1年度より「発音誤り」の判定基準を変更)

年度	実施人数	発音誤り	実施不能	吃音確認	来所相談	療育開始
H29	696	23	8	1	49	34
H30	708	29	8	3	53	32
R1	660	39	5	1	51	23
R2	653	31	5	3	28	20

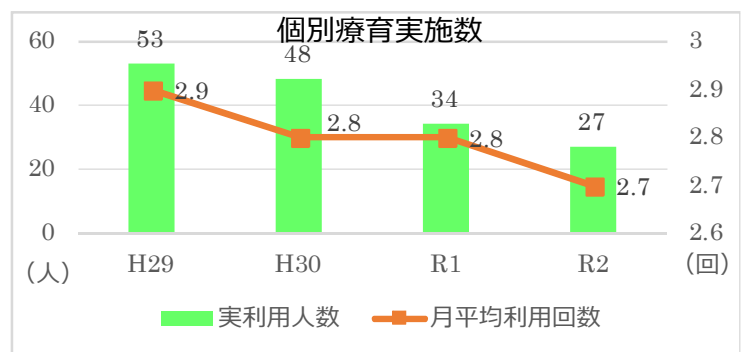
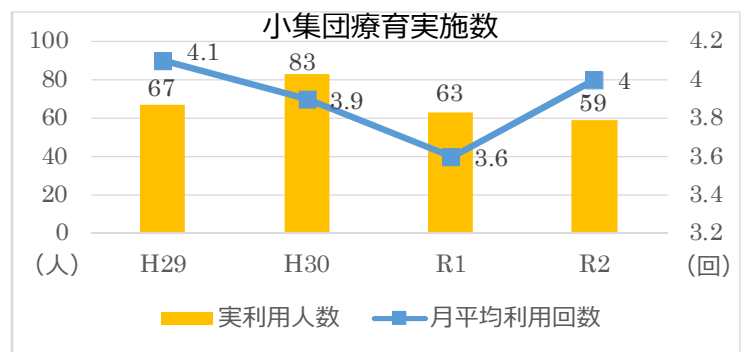
単位：人

療育*

児童発達支援*

障がいや発達に特性のある就学前の子どもの基本的な生活習慣の自立を促したり、集団生活への適応力を育てたりしています。

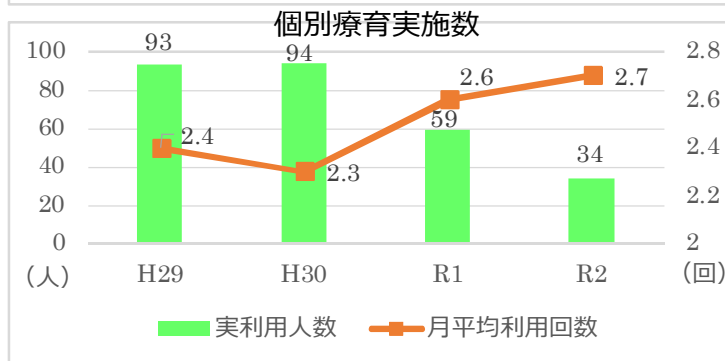
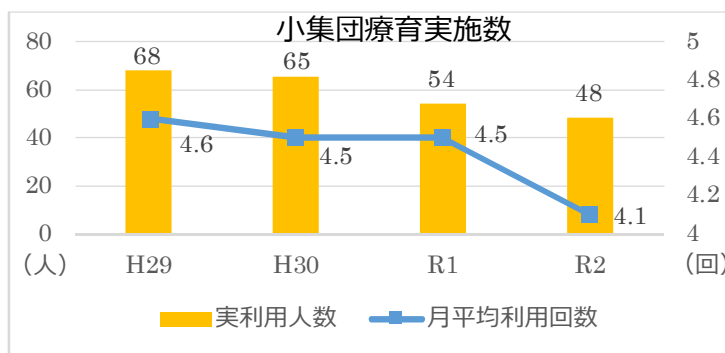
Palette では、複数の親子で療育*に参加する「小集団療育」と、保護者の送迎により子どもだけで療育*を受ける「個別療育」を行っています。



放課後等デイサービス*

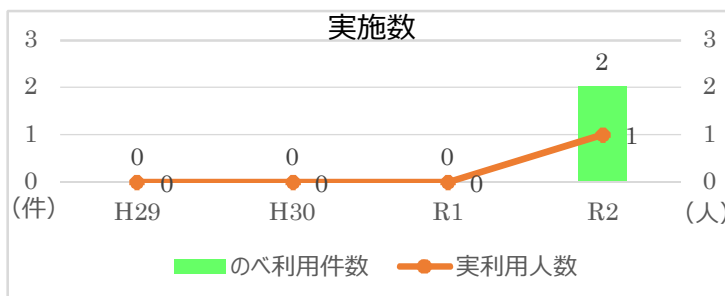
障がいや発達に特性のある学齢期の子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所を提供し、生活能力の向上や社会との交流を図ることができるよう支援しています。

Palette では、学校から Palette への送迎（長期休暇時は保護者の送迎）により複数人で療育*を受ける「小集団療育」と、保護者の送迎または本人のみの通所により、子どもだけで療育*を受ける「個別療育」を行っています。



保育所等訪問支援*

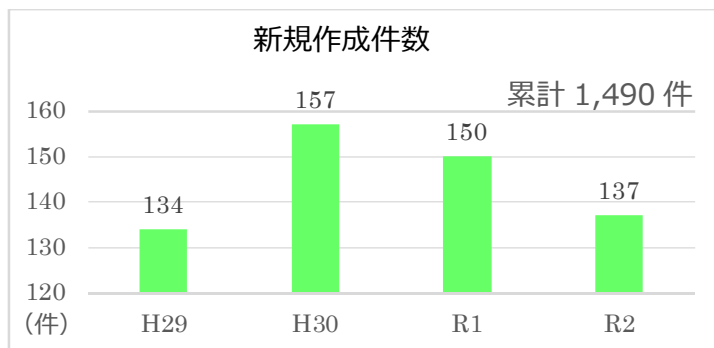
お子さんが生活する保育園・幼稚園や学校などに、訪問支援員（保育士、言語聴覚士*、作業療法士*など）が訪問し、子どもが集団生活の場で過ごしやすいよう支援しています。



地域支援

個別支援計画*

お子さんの発達を見通して、福祉・教育・医療・保健・労働等の関係機関が、本人および保護者の願いや目標、支援内容・支援方法などの情報を共有したり役割分担したりして、一貫した適切な支援を考えていくため作成し、運用しています。



合同巡回相談

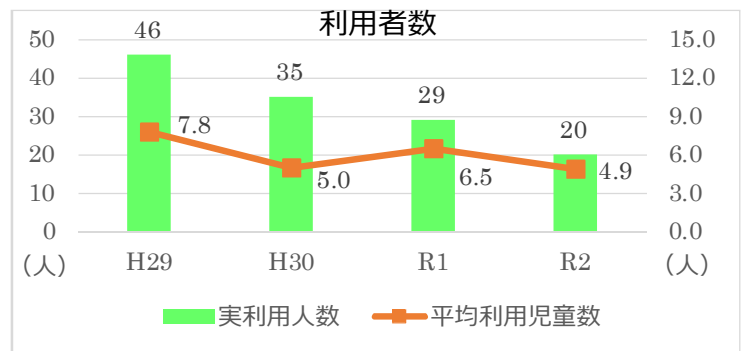
学校や園からの依頼を受け、教育委員会やこども課の担当者と一緒に、お子さんたちが普段過ごしている場所での様子を見て、園や学校の先生と、今後のかわり方について話し合っています。（令和2年度より実施）

年度	幼児期	学齢期
R2	8	27

単位：件

ひろば活動療育支援事業（ミニクラブ）

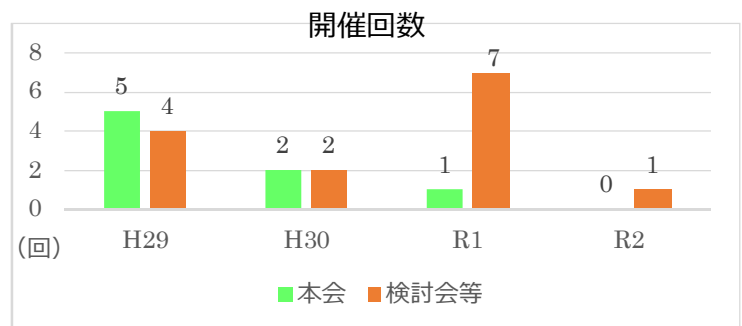
発達特性や障がいがあるかもしれない幼児の早期発見・早期療育*の実現を図るため、親子で参加する小集団遊びと相談の場を、みしま児童センター及び川之江ふれあい交流センターにおいて、それぞれ週1回提供しています。



連携

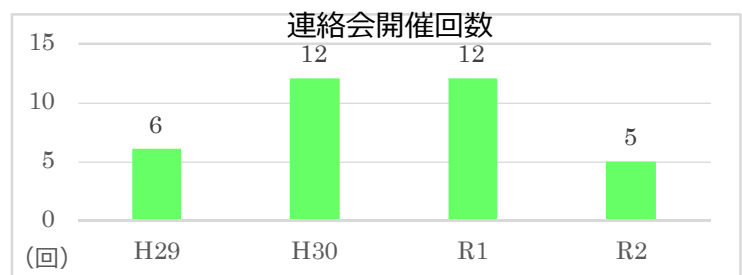
四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議*

それぞれの専門分野の連携により、効果的かつ円滑な支援を行うために、子ども・若者育成支援推進法に基づき、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など、地域の様々な機関によるネットワークを構築しています。



基幹相談支援事業

四国中央市基幹相談支援センターとの「ワンストップ・ツートップ」方式により、障害児通所支援事業の利用希望者を指定障害児相談支援事業所につないでいます。

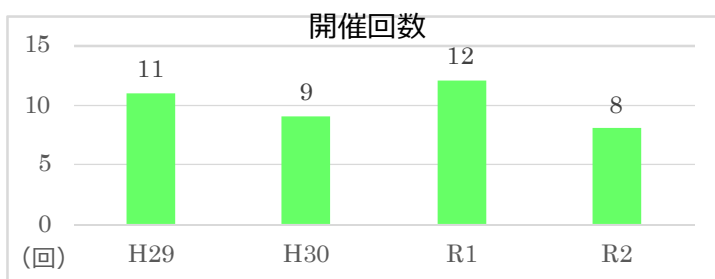


ワンストップ・ツートップ方式

従来、基幹相談支援センターのみの業務であった、障害児通所支援事業利用希望者の指定障害児相談支援事業所へのつなぎを、Palette でも担うことにより、いずれの窓口を訪れても、スムーズにサービスが利用できるようにしたものの。

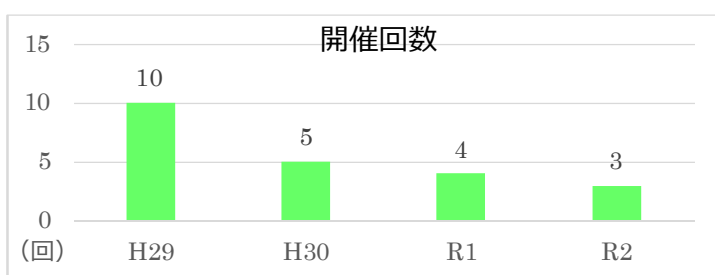
児童発達支援連絡会

支援を必要とする子どもと保護者が、必要な資源を利用することができる地域づくりを目指し、関係機関による個別のケース協議のほか、情報交換・共有や連携を行っています。



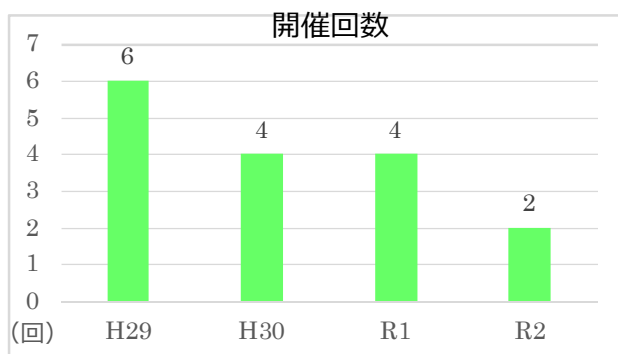
放課後等デイサービス事業所連絡会

情報交換などを目的とした連絡会を定期的に行うほか、指導員を対象とした研修会を開催するなど、市内の放課後等デイサービス*を充実させるための活動を行っています。



四国中央市障害児等福祉審議会*

障がいや発達に特性のある児童の将来の暮らしを見据えた、当事者も保護者も安心して暮らせる地域社会の実現を目的とした組織であり、「発達特性及び障がいのある児童の福祉の総合的かつ計画的な推進に関する事項」「障がい児等の福祉施設に関する事項」「その他、障がい児等の福祉に関する施策に関し必要と認められる事項」の3つの事項を審議対象としております。



その他

適応指導教室

教育委員会所管の部署で、学校へ行きにくい傾向のある児童・生徒を対象に、様々な体験活動や学習活動を通して、心の安定を図りながら学校復帰や社会的自立への支援を行っています。

こども支援室

教育委員会所管の部署で、登校しぶり、不登校*、いじめ、不適切な行動など学校生活や家庭生活で悩んでいる児童・生徒・保護者の相談を行っています。

4. Palette の利用イメージ



発達が気になる。
親子のコミュニケーションがうまくいかない。
どうしたら本人が過ごしやすいか知りたい。



① 電話相談

Palette に電話し、相談員等に不安や心配ごとを相談してください。
来所での相談が必要なときは、相談の予約をお願いします。



② 来所相談

Palette の相談室などで相談員等がお話を聞かせていただきます。お子さんと一緒にお話を聞くこともできます。
相談には、必要に応じて臨床心理士*や言語聴覚士*、作業療法士*などの専門員も同席します。



③ 訪問相談

必要に応じて、Palette の相談員等が園や学校へ行き、お子さんの様子をみせていただきます。



④ 発達検査

お子さんの特性を理解するために、必要に応じて発達検査をさせていただきます。



⑤ 来所相談

訪問相談や発達検査の結果などを踏まえて、お子さんとのかかわり方について、一緒に支援の手立てを考えます。
必要に応じて、外部の支援機関や居場所へ適切につないでいきます。



⑥ つなぎ

障害福祉サービスの利用が必要となったときは、利用計画の申請や作成などの支援を行う相談支援専門員*へ適切につなぎます。



⑦ 通所支援（※センターの療育*を利用する場合）

Palette では、児童発達支援*、保育所等訪問支援*、放課後等デイサービス*といったお子さんの年齢や状況に応じたサービスを利用することができます。

5. 指定福祉避難所としての Palette

指定福祉避難所*とは

指定福祉避難所*とは、台風などの風水害や地震、その他の災害が発生した場合、四国中央市（以下「市」と言います。）が設置する一般避難所での共同生活が困難な要配慮者*を受け入れるための避難所のことです。

指定福祉避難所*は、市の判断で必要に応じて開設される二次的避難所であるため、市民の方が最初から避難所として直接避難することはできません。

対象者

指定福祉避難所*の対象者は、高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方々で、介護保険施設や障がい者支援施設もしくは病院等に入所、入院するに至らない程度の在宅の要配慮者*の方です。

なお、要配慮者*の状態に応じて、介助する家族の方も指定福祉避難所*に避難することができます。ただし、収容人数に限りがあるため、介助者は必要最小限度の人数となります。

指定福祉避難所*への避難までの流れ

① 一般避難所へ避難

「（警戒レベル*3）避難準備・高齢者等避難開始」を受け、家族や地域の支援者と一緒に、まずは最寄りの一般避難所へ避難してください。



② 指定福祉避難所*の対象者等を把握

市災害対策本部が派遣する保健師等が、一般避難所の中で避難者の心身状況を確認し、指定福祉避難所*の対象者等を把握します。



③ 指定福祉避難所*が開設


市災害対策本部において、指定福祉避難所*の開設が必要と判断された場合、施設に開設の可否をあらかじめ確認したうえで、開設可能な施設に対し開設要請します。



④ 指定福祉避難所*への移動

要配慮者*の一般避難所から指定福祉避難所*への移送については、原則として、要配慮者*の家族または支援者が行いますが、家族または、支援者による移送が困難な場合は、市が行います。



 施設紹介②



ライブラリーコーナーを設けた玄関ホール

当事者・保護者交流に用いることができる
和室



各種研修・会議をするための研修室

第 4 章

評価 と 課題

第 1 期パレット・プランの評価と

本市の現状から見える課題から

今、求められているものは何か を考えました。

はじめに

第2期パレット・プランは、障害児等福祉審議会や市内事業所からの意見徴収により、第1期パレット・プランの評価を実施し、課題の抽出を行ったうえで策定を進めました。

評価と課題の整理方法

第1期パレット・プランと同様に、ライフステージに応じた5つのテーマを設けてニーズを構成しています。



気づき伝える

… 障がいや特性に早く気づき、保護者に伝えるために。



応えつなげる

… 悩みや不安などの相談に応え、次につなげるために。



育ち育てる

… 子どもも保護者も支援者も皆が育ちあうために。



ともにいきる

… 誰もが認め合い、いきいきと活躍できる社会をつくるために。



こころ安らぐ

… より充実、より安心して生活するために。

次ページからは、これらのテーマごとに、第1期パレット・プランの評価と本市の現状から見える課題をもとに、「評価と課題」としてまとめています。そして、それぞれの評価と課題には、ニーズを満たし課題を解消するために考えた施策の見出しを掲載しています。施策の内容については第5章をご覧ください。

気づき伝える

施策 1-1 声かけコーディネーター機能の付加

保育士、教員、保健師その他子どもと接する中で障がいや特性などに気づいた者と保護者の間に立ち、伝える力と受け止める力のアンバランスや、それぞれの力量不足を補うことで、速やかかつ円滑に支援につなげるための橋渡し役「声かけコーディネーター」の機能を、センターに付加します。

評価

- 総合相談による「訪問相談」や児童発達支援*の中で実施している「連絡会」など、保護者、所属機関、Palette のトライアングルを、気づきの段階から形成できました。

課題

- 支援者が子どもの特性に気づいていても保護者の理解へつなげることが難しいケースがあります。
- 保護者の理解促進のため、発達支援に関する保護者向けの講演会や相談会を開催するなど、所属機関のニーズも踏まえた保護者へのアプローチを検討する必要があります。

施策 1-2 年中児または5歳児スクリーニングの実施

早期の療育*や円滑な就学のために、3歳児健診と就学時健診の間で健診やスクリーニング*を行うなど、気づきの機会を増やします。そのために必要な体制の整備や内容の検討を進めていきます。

評価

- 平成30年から2か年のモデル園事業を経て、令和2年度から「5歳児相談*」として対象を全市へ拡大しました。発達への不安を感じながらも相談に至っていなかった保護者やアンケートを通して成長・発達について気づいた保護者が相談するきっかけとなりました。

○5歳児相談実施件数

第3章 子ども若者発達支援センター 3. Paletteの機能 25ページ参照

課題

- モデル園事業の結果から保護者と支援者側の気づきに差があることなど、課題も見えてきました。全市拡大により件数が増えていますが、支援を必要としているお子さんが安心して園生活を送り、スムーズな就学につながるよう、関係機関とともに丁寧に支援していく必要があります。

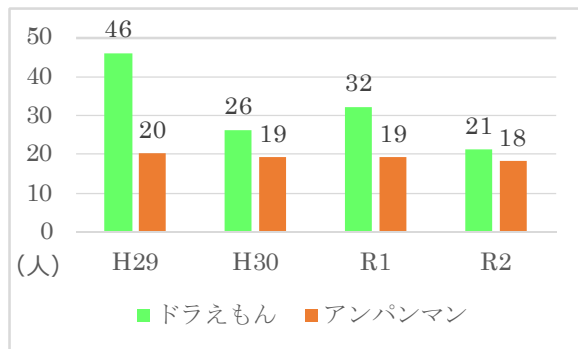
施策 1-3 フォローアップの強化

健診やスクリーニング*、また各種相談において要経過観察と判断された子どものフォローアップとして、積極的な経過観察や、二次スクリーニング*などを実施するためのシステムを整えていきます。

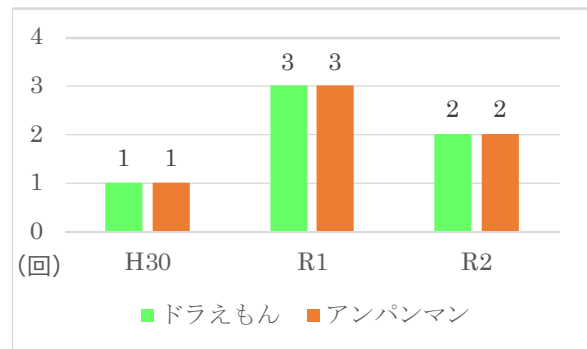
評価

- 乳幼児健診後の経過観察の場として保健センターで実施している「フォロー教室」に、Palette から保育士をはじめとする各種専門職を派遣し、教室の進行やカンファレンスにおける助言のほか、保護者への情報提供のためのミニ講座を実施しました。

○フォロー教室利用状況



○ミニ講座実施状況 (平成 30 年度より実施)



- 発達特性や障がいがあるかもしれない幼児の早期発見・早期療育*の実現を図るため、親子で参加する小集団遊びと相談の場を提供するミニクラブを運営しました。

○ミニクラブ利用状況

第3章 子ども若者発達支援センター 3. Palette の機能 28ページ参照

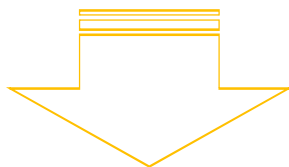
課題

- 利用者の評価と相談機能を強化し、支援へのつなげていくために、引き続き、母子保健事業（保健センター）及び関係機関との連携の強化を図っていく必要があります。

その他

課題

- 支援者側が気づいたことをどのように共有し、活かしていくかなど、関係する支援者間の繋がりが重要です。支援者側がそれぞれの役割を理解し、責任をもって協働する必要があります。
- 幼児期だけでなく、学齢期以降の気づきのための施策も求められます。



施策の見出し

▶▶▶ 60ページ

- 他機関連携によるアプローチ
- 5歳児相談*のさらなる充実
- フォローアップの強化

palette plan

施設紹介③

自閉症啓発デーなど啓発活動のための
ライトアップ設備



児童発達支援を提供する療育室

応援つなげる

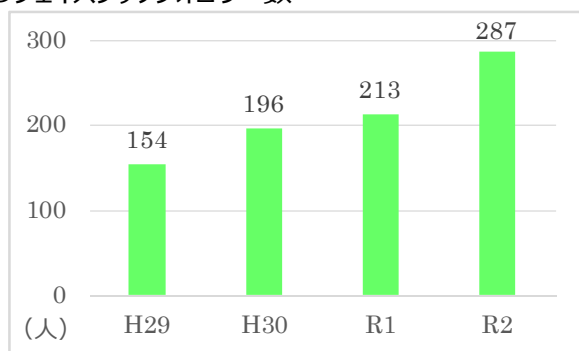
施策 2-1 情報の集約と発信

センターで医療、福祉、教育、就労など、子ども若者に有益なあらゆる最新の情報を収集し、専用のウェブサイトや SNS などの活用により、本人や保護者はもちろん支援者にも分かりやすい、そして受け取りやすい形で情報を発信していきます。

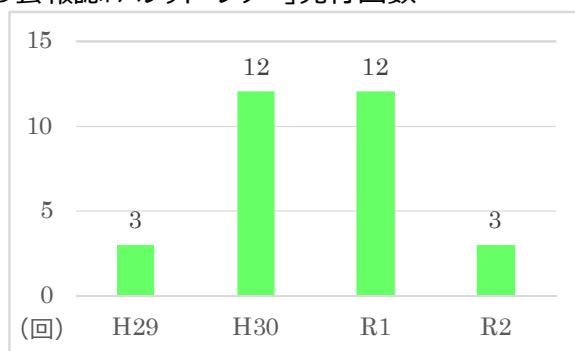
評価

- 各種研修やスーパーバイザーから得た情報を、フェイスブックや会報誌「パレット・レター」、各種講座の実施、保護者に向けた動画付きの資料の配布などにより発信しました。

○フェイスブックフォロワー数



○会報誌「パレット・レター」発行回数



課題

- さまざま広報活動により、Palette の存在を知る人が増えてきています。しかし、閲覧者が限定的になりがちで、まだまだ Palette のことを知らない人が多い状況です。現在の発信方法では届かない人の目にも留まるような工夫が求められています。

施策 2-2 自助・共助活動の支援

子ども若者本人や保護者による自助・共助活動（相談）を支援するため、センターの諸室や広報手段を活用します。そして共助活動の1つの成果として、ペアレント・メンター*の導入を目指します。



ペアレント・メンター

メンター(mentor)とは「信頼のおける相談相手」という意味です。ペアレント・メンターは、発達障がい者の子育て経験のある親がその経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して、相談や助言などの共感的なサポートや、発達障がいや支援に関する情報提供などを行います。

評価

- 平成29年12月に「ペアレント・メンターえひめ」が設立され、Paletteにおいても平成30年度から「ペアレント・メンターえひめ Cafe@四国中央」を、市（Palette）が後援する形で協力しました。

課題

- 「先輩保護者のお話」を聞く機会や座談会を設けてほしいという要望がありますが、十分な機会の確保には至っていません。

施策2-3 未来につなぐケース会議の開催

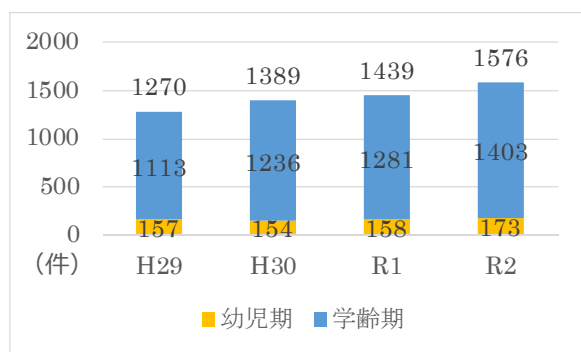
時間と場所が移り変わっても途切れない、そしてより質の高い支援が受けられるよう、ケース会議を積極的に開いていきます。

ケース会議の参加者は、協議会を基盤として、幼児期に関わる支援機関から社会生活期に関わる支援機関まで、さまざまな支援者で構成し、会議ではそれぞれの立場から、子どもの将来を見通した視点で情報の提供、助言や役割分担の協議などを行います。

評価

- ネットワーク会議*の設置や、個別支援計画*における支援会議の充実などにより関係機関による顔の見えるネットワークが構築されました。

○支援会議開催件数



課題

- ケース会議は個人情報取り扱いや参加者の確保などの課題があり、他の協議会やネットワーク会議*との連携を図りながら、柔軟にケース会議が開催されるよう調整する必要があります。

施策 2-4 個別支援計画*の発展

個別支援計画*を、幼児期から青年期までの一貫した切れ目のない支援を行うためのツールとしてさらに発展させるため、就労を含む社会生活を見通した視点を加えるなど、関係機関の協力のもと強化を図っていきます。

評価

- 「本人が将来社会参加することを見通した一貫したもの」「書きやすく、使いやすいもの」「関係機関が連携して支援できるもの」また「現場の負担軽減につながるもの」を目指し、平成 29 年度にネットワーク会議*において改訂作業を行い、平成 30 年度から改訂版個別支援計画*を運用いたしました。

○個別支援計画*作成件数

第3章 子ども若者発達支援センター 3. Palette の機能 27ページ参照

課題

- 本市においては、個別支援計画*が学校における「個別の教育支援計画」に位置づけられていることから、教育関係者と共に、引き続き個別支援計画*の運用・評価・見直しを図る必要があります。

施策 2-5 相談体制・相談環境の整備

相談日時の拡大や出張相談の実施など、相談者に寄り添った相談サービスが提供できるよう、必要な体制を整えていきます。また、保護者だけでなく本人やその兄弟の相談も促すように、相談しやすい環境づくりを行っていきます。

評価

- Palette での来所相談だけでなく、子どもが所属する園や学校、その他の公的な場所において、保護者の相談をうける出張相談も実施しました。

○相談件数

第3章 子ども若者発達支援センター 3. Palette の機能 24ページ参照

課題

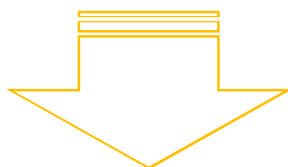
- 家から外出することが難しい方への有効な相談手段であるアウトリーチ*や SNS を活用した相談等は実施できておりません。新しい生活様式に合わせた相談手段や環境整備が必要です。

施策 2-6 相談コンシェルジュの配置

障がいや特性、その他の困り事に関するセンターの一次相談機能を充実させるため、「相談コンシェルジュ」を設け、相談のワンストップ化や交通整理を行います。

評価

- 子ども・若者育成支援推進法*に基づく「子ども・若者総合相談センター*」を Palette 内に設置し、総合的な一次相談を担い、適切な支援へのつなぎを行いました。



施策の見出し

▶▶▶ 61ページ

- 相手に合わせた情報の発信
- 自助・共助活動の支援
- 柔軟なケース会議の開催
- 生涯使える支援計画の検討
- 時代に即した相談体制・相談環境の整備

palette plan



施設紹介④

施設内部に光を取り込むための
吹き抜け空間





施策 3-1 各種専門職の確保

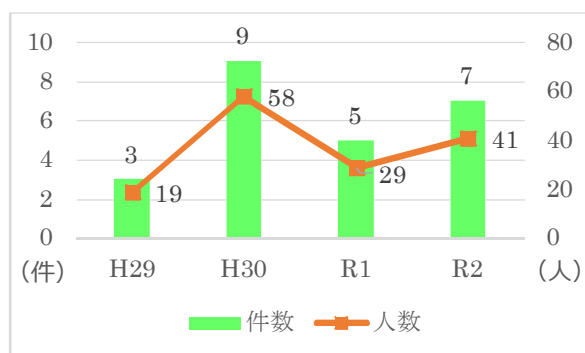
センターにおける相談・検査・療育*の質と量を確保するため、臨床心理士*、言語聴覚士*、作業療法士*、保健師など、専門的な知識と経験を有する職員を安定的に確保します。

そのためにも、センターにおいて、職場体験・実習・ボランティアの受け入れ、または短期雇用（アルバイト）を積極的にいき、未来の専門職の育成につなげていきます。

評価

- 保育実習や看護実習など各種実習を受け入れ、専門職の確保に努めました。

○実習受け入れ件数



課題

- Palette における相談・検査・療育*の質と量を確保するため、専門的な知識と経験を有する職員を募集・雇用してきました。しかし、必要な人員の確保ができていません。
- スタッフ確保・教育は、どこの機関においても課題であります。確保については、本市の人材バンクの設置や、支援機関間での応援体制の構築が求められております。また教育については、Palette または行政による、新人教育研修などが求められております。

施策 3-2 支援者養成講座の開設

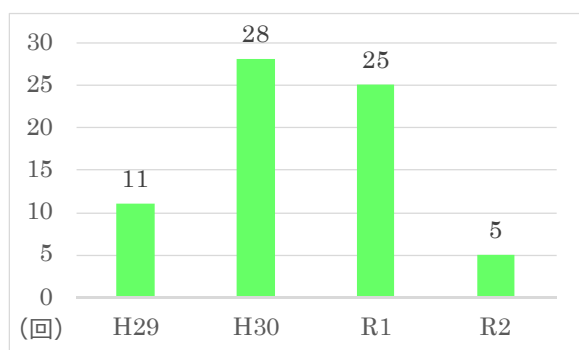
早期の気づき、適切な支援、正しい情報提供など、それぞれの立場、それぞれの仕事の中で役立て、本市の子ども若者支援の水準を高めるために、保育士や教員などを対象にした「支援者養成講座」を開設します。

養成講座では、センターを含む協議会を構成する各種支援機関の職員が講師を担うほか、外部専門家を講師として招くことで、幅広い、専門性の高い知識を習得できるようにします。

評価

- 研修会や出前講座*、講師の派遣などさまざまな支援者研修を開催し、スキルアップを図りました。

○ 支援者研修実施回数



課題

- 定期的な研修会や座談会など、本人、家族、支援者が学べる場を、新しい生活様式に合わせた形で開催することが求められております。

施策 3-3 人財データベースの設立

センターを含む協議会を構成する各種支援機関の職員や、「支援者養成講座」の修了者、また外部の専門家など、専門的な知識を身につけた人的財産をデータベースに登録し、人財の有効活用を図ります。

評価

- ネットワーク会議*の設置や他の協議会と連携し、市内の支援者による顔の見えるネットワークの構築と、情報共有に努めました。

課題

- スタッフ確保は、どの機関においても課題であります。本市の人材バンクの設置や、支援機関間での応援体制の構築が求められています。

施策 3-4 放課後等デイサービス*の充実、放課後児童クラブとの連携強化

放課後等デイサービス*の質と量を確保するため、公営のサービスを充実することはもちろん、情報提供やケース会議の開催などにより、民間事業者が参入しやすい土壌を作り、官民協働によるサービスの提供を行います。

また、放課後児童クラブ等と連携し、子どもたちの放課後や長期休暇時の居場所の、さらなる充実を図ります。

評価

- 「放課後等デイサービス事業所連絡会」を設置し、市内放課後等デイサービス*事業所による情報交換や研修の場を確立し、連携を深めました。

○放課後等デイサービス事業所連絡会開催回数

第3章 子ども若者発達支援センター 3. Paletteの機能 29ページ参照

課題

- 民間事業者の参入により、放課後等デイサービス*については市内の提供事業所が増加しております。一方で重症心身障がい児や医療的ケア児*が利用できる放課後等デイサービス*や日中一時支援*、短期入所*などは不足しており、サービスの充実が求められております。

施策 3-5 社会生活訓練・キャリア教育の充実

ソーシャルスキルトレーニング*、ライフスキルトレーニング*、職業訓練、職場体験など、就労を含めた社会生活のために必要な訓練をセンターで提供するため、放課後等デイサービス*を使ったプログラムを用意していきます。

評価

- 放課後等デイサービス*の中でソーシャルスキルトレーニング*やライフスキルトレーニング*の要素を取り入れた療育*や居場所を提供しました。

施策 3-6 医療機関との連携強化

医療的な支援が必要な子ども若者をスムーズに医療機関につなげ、また医療機関からも相談を含む地域の障がい福祉サービスにつなげるため、情報交換やケース会議などを実施し、子ども若者の特性に応じた医療機関とのつながりを深めていきます。

評価

- 市内医療機関と定期的なケース会議の実施、個別ケースでの連携などを通して福祉と医療のつながりを深めました。

課題

- 医師の異動や医療体制の変更など状況は日々変化しており、継続的な連携が必要です。

施策 3-7 家族の学習機会の提供

保護者・きょうだい・祖父母など、もっとも身近な理解者であり支援者である家族が「育つ」ために、ペアレント・プログラム*やペアレント・トレーニング*をセンターにおいて実施していきます。

また、これらの活動を通じて保護者間の交流を促すことで、孤独感の軽減や保護者活動への参加につなげられるようにします。



ペアレント・プログラムとペアレント・トレーニング

ペアレント・プログラム(ペアプロ)とは、保護者が子どもの特性を知って、かかわり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的としている「子育ての応援プログラム」です。

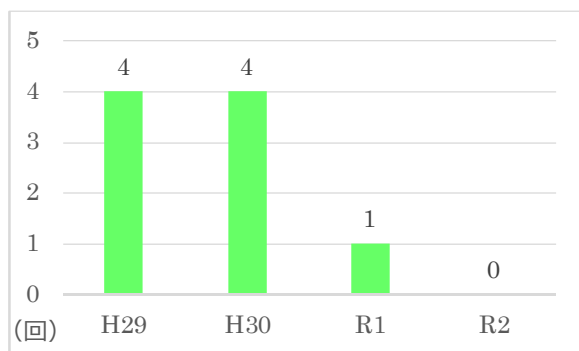
ペアレント・トレーニング(ペアトレ)とは、保護者が子どもの行動を理解し、適切な対応方法を保護者が身につけるのための「子育て支援プログラム」です。

ペアトレが保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶのに対し、ペアプロは、保護者が子どもの「行動」そのものをしっかりと捉えられるようになることを目標としています。

評価

■療育*利用の家族に対し研修を実施し、学習機会を提供しました。

○保護者研修会実施回数



課題

■療育*利用の家族に対し研修を実施しておりますが、定期的なペアレント・プログラム* やペアレント・トレーニング*の実施には至っていません。

施策 3-8 特別支援学校設置の働きかけ

本市に特別支援学校を設置するため、教育委員会と連携しながら関係機関に働きかけています。

特別支援学校が市内にあるということは、障がいのある子どもが地元で教育や訓練を受けられるだけでなく、障がいや障がい児（者）に対する周囲の理解・啓発の促進、また就労先の開拓など、共生社会の形成にもつながると考えます。

パレット・プランの実行はもちろん、本市の障がい児（者）施策の推進において、重要な役割を担うことが期待される特別支援学校について、今後も引き続きその設置に向けた働きかけを行っていきます。

また、将来的には高校（高等部）卒業後の進学先の整備についても検討していきます。

評価

- 令和3年4月に愛媛県立新居浜特別支援学校みしま分校（小学部・中等部）が三島小学校内に開校しました。

課題

- 保護者は、子どもに地元で育ち地元で就職してほしいと願っており、特別支援学校みしま分校に肢体不自由病弱クラスや高等部の設置が求められています。

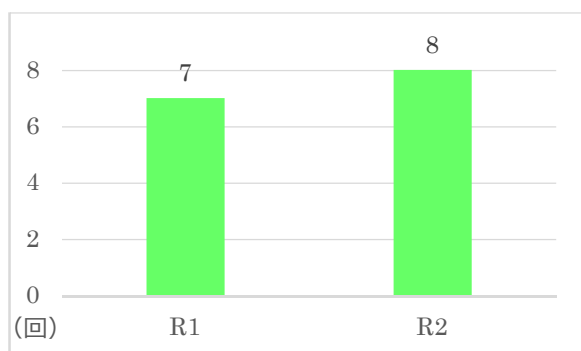
施策 3-9 不登校児の居場所づくり

不登校*の子どもが指導や訓練を受けられ、また創作・余暇活動が行える機会や場所を充実させるため、センターに適応指導教室を設置するほか、放課後等デイサービス*を使ったプログラムを用意するなど、子どもの特性に合わせた居場所をつくっていきます。

評価

- Palette 内に適応指導教室「ユームールーム」を設置しました。また、教育委員会における相談部署であることも支援室を Palette 内に設置し、令和1年度から連絡会に参加することにより情報共有や連携強化を図りました。

○子ども支援室連絡会参加回数（令和1年度より参加）



課題

- 放課後等デイサービス*の中で、不登校児や通信制高校の生徒などの日中の居場所の提供についても試行錯誤し、一部の方への提供にいたっていますが、新たな展開が求められています。
- 不登校*の子どもの中には、適応指導教室や Palette にも行けない子どももいます。

施策 3-10 児童発達支援*のさらなる充実

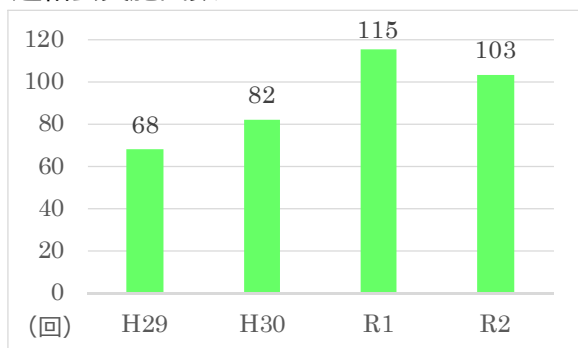
センターにおいて、これまでの親子通園に加え、子どもだけの単独通園による児童発達支援*の提供に向けて、準備を進めていきます。

また、親子通園時におけるきょうだい児の預かりを今後も継続するなど、子どもや保護者のニーズに合わせた児童発達支援*の提供に務めます。

評価

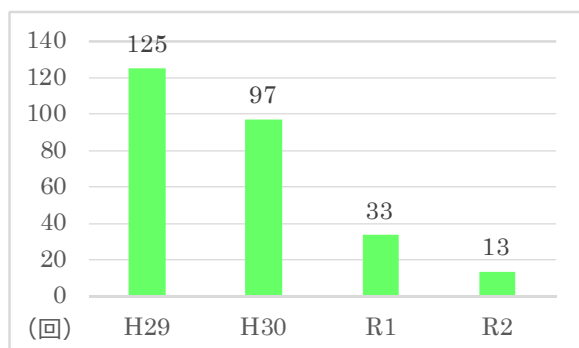
- インクルージョンを推進するため、子どもだけの単独通園ではなく、児童発達支援*の中で、交流保育等で一般園での就園を促すとともに、並行通園をしながら所属園で他の子どもたちと育っていけるよう、Palette と園による「連絡会」を実施し一貫した支援につながるよう努めました。

○連絡会実施回数



- 利用者サポート事業として、一時保育などで利用児童の弟妹の預かり先がない場合に、Palette で託児を行い、親子通園をサポートしました。

○託児実施回数



課題

- 単独通園による児童発達支援*は、インクルージョンや保護者のレスパイトケア*など各種課題を総合的に勘案し市内事業所全体で検討する必要があります。

その他

課題

- 事業所に対し Palette によるスーパービジョン（指導者が援助者と定期的に面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させること）をする仕組みが必要です。
- 支援者の負担が過度になっていないか、支援する側のサポートが必要です。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児*の入園が難しく、早期から集団生活体験ができる環境が整っていません。



施策の見出し

▶▶▶ 63ページ

- 各種専門職の確保・育成
- 支援者ネットワークの構築
- 放課後等デイサービス*の充実
- 医療機関との連携強化
- 家族の学習機会の提供
- 特別支援学校との連携
- 不登校児の居場所づくり
- 児童発達支援*の充実
- 医療的ケア児*への支援体制整備

palette plan



ともにいきる

施策 4-1 新たな広報戦略の展開

さまざまな媒体やイベントを使った広報・啓発を、当事者と行政を含む支援機関との協働により展開していきます。

評価

- イベントへの出店や参加により広報と地域との交流を図りました。

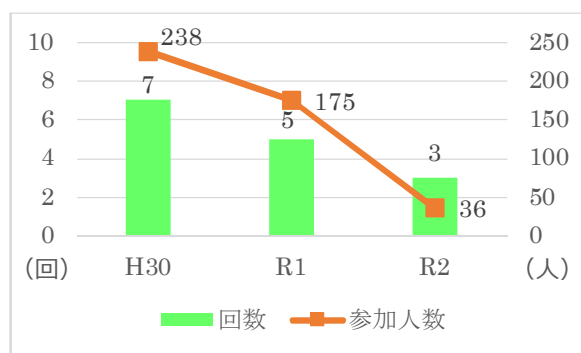
施策 4-2 理解者の育成、協力者・支援者の輩出

障がいや特性、その他子ども若者の抱える困難についてより多くの人に理解してもらうため、出前講座*の実施や、「支援者養成講座」や「ペアレント・プログラム*」の一部を公開講座にするなど、PTA や企業などの一般向けの学習の機会を作ります。これにより子ども若者に対する理解者を育成し、そしてその中から協力者・支援者を生み出していきます。

評価

- 平成 30 年度から出前講座*を開設し、学習の機会を作ることで理解者の育成に努めました。

○ 出前講座*実施回数（平成 30 年度から実施）



出前講座

市民や団体と行政が、理解と連携を深め、協力しながらまちづくりを進めていくために、地域や職場などで行われる集まりに市の職員が伺い、市の施策や事業などを説明するとともに、意見交換を行うものです。

本市では、「まちづくり出前講座」という名称で実施しています。

課題

- 日常生活や各種の活動の中で配慮や工夫をすることで、障がいのある方の社会参加の機会は随分と広がります。障がいについての理解者が増えることが必要です。特に年配の方の中には、商業施設で変わった行動をしている人を見ると偏見の目で見ていると感じたことがあり、知的障がいや発達障がい*についての認知度は低いと感じます。
- パレットでは「支援者養成講座」や「ペアレント・プログラム*」は実施できておりません。情報を収集し、必要に応じて県等のプログラムを活用し、協力者・支援者を生み出す必要があります。
- 興味や関心のない方への普及啓発のために、希望者を対象に行う出前講座*だけでなく、特に障がい者雇用が求められる企業と連携し、社員研修に組み込んでいく必要があります。

施策 4-3 pal 制度の創設

個人、団体を問わず、「子ども若者のために何かをしたい」という協力者（pal）を、協力を求めている人や場につながるためのシステムを構築します。

「pal」とは英語で「仲間、友だち」を意味します。

評価

- 平成 30 年 3 月に「四国中央市 pal 制度実施要綱」を制定しました。

課題

- 制度や活動などの周知ができておらず登録者がいないため、十分な効果が発揮できていません。

施策 4-4 入所施設充実の働きかけ

太陽の家（児童部）の整備も含め、児童入所施設や短期入所サービスの充実について働きかけます。

評価

- 太陽の家については、庁内外の方から様々な意見をいただきながら、施設更新を進めました。

課題

- 市内に重症心身障がい児及び医療的ケア児*が利用できる短期入所*や施設入所支援*がありません。短期入所*については、車で片道 1 時間かかる市外の施設を利用するなど、保護者は将来について不安を抱いている状況にあります。

施策 4-5 支援基金の活用と呼びかけ

障がい児等支援基金*を活用し、既存サービスの拡充や、サービスの隙間を埋めるサービスの提供について検討します。

そのためにも、子ども若者のニーズや本市の取り組みを広くPRし、同基金への寄付を始めとするさまざまな支援を呼び込んでいきます。



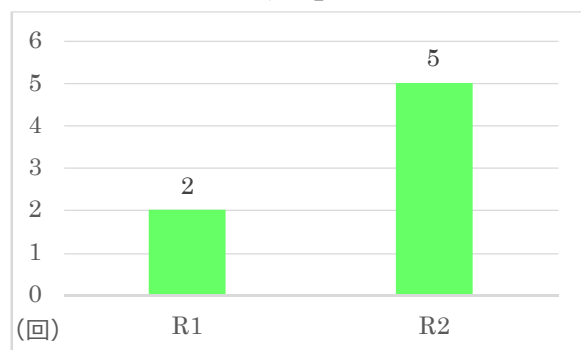
四国中央市障がい児等支援基金

障がい児等の支援に関する事業の資金に充てることを目的に設置された基金です。基金に積み立てる資金の現在の主な財源は、ふるさと納税制度による寄附金で、令和2年度末の残高は、1,572万1千円になりました。

評価

- 地域で活用することを目的とした「ことばとからだを育む教材」を購入し、市内の保育園等を対象に貸し出しを行うなど、サービスの提供に努めました。

○「ことばとからだを育む教材」貸出件数（令和1年度より実施）



施策 4-6 新たなしごとの創出

施策 4-6 新たなしごとの創出

企業意識の醸成、起業支援、多様な就労形態の活用、優先調達*の利用などにより、新たな雇用・仕事を創出します。

評価

- 市内の就労継続支援 B 型*事業所3事業所に、Palette の清掃業務などを優先調達*により委託しました。
- 希望する企業に対し出前講座*を実施し、企業意識の醸成に努めました。

施策 4-7 就労コンシェルジュ機能の付加

就労支援関係機関の動向や企業のニーズなどを把握し、本人や保護者に就労に関する助言をするとともに、企業や就労支援機関*へスムーズにつなぐ「就労コンシェルジュ」の機能をセンターに付加します。就労コンシェルジュは、社会生活訓練担当者に対しても助言を行い、就労を見通した療育*や訓練につなげていきます。



就労支援機関

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所など、障がいのある方はもちろん、企業に対しても様々な形で支援を行い、障がいがある方一人一人の特性に応じた、また仕事の内容に応じた就労・定着支援を行う機関です。

評価

- 子ども・若者育成支援推進法*に基づく「子ども・若者総合相談センター*」を Palette 内に設置し、総合的な一次相談を担い、適切な支援へのつなぎを行いました。

施策 4-8 (仮) 総合就労センターの検討

就労に関する各種相談、実際のしごとを使った職業訓練、企業からの大規模な発注にも対応できる共同作業所など、就労支援を行う総合的な施設の整備を検討します。施設の検討段階から実際の運営まで、市内の就労支援機関*と協働で進め、また国や県とも連携をとりながら、就労支援等の強化を図ります。

評価

- (仮) 総合就労センターの具体的な検討には至らなかったものの、ハローワークや地域若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関*と情報共有しながら就労支援等の強化について検討しました。

課題

- 関係機関との更なる連携や就労に向けた体験機会の確保など、ソフト面での取り組みがまだまだ進んでいません。今後も予想される厳しい財政状況下でのハード面の整備には、施設の統廃合を含めた本市公共施設総合管理計画での位置づけのもと、就労担当部署を含む市全体の政策としての検討や調整が必要です。

施策 4-9 環境整備への助言

公共施設の整備を含む行政活動のさまざまな場面において、ユニバーサルデザイン*の採用や合理的配慮*の働きかけを行っています。そしてこれらの働きかけが、民間へも波及していくことを期待します。

評価

- 庁内の各種検討会に参加し働きかけを行いました。

施策 4-10 利用しやすい交通手段整備の働きかけ

市の交通施策に働きかけ、障がいの有無にかかわらず利用しやすい交通手段の整備を促します。

また、共助による送迎サポートの実施についても検討してきます。

評価

- 令和3年度から市の交通部局において「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」や「地域における輸送資源総動員」による「持続可能な旅客サービスの提供の確保」を目的に四国中央市地域公共交通計画が策定されました。

課題

- 車椅子での利用や相乗りへの抵抗感など既存の交通機関の利用が難しい方がいます。



施策の見出し

▶▶▶ 66ページ

- 新たな広報戦略の展開
- 理解者の育成、協力者・支援者の輩出
- pal 制度の充実
- 入所施設充実の働きかけ
- 支援基金の活用と呼びかけ
- 就労支援機関*との連携
- SDG s の推進
- 利用しやすい交通手段整備の働きかけ

palette plan

♡ ころ安らく

施策 5-1 余暇活動・交流の場と機会の提供

放課後や休日などに過ごす場所、スポーツやレクリエーションの機会をつくり、本人だけでなく家族の心身のケアを図ります。

また、イベントなどを企画し、当事者だけでなくさまざまな人達との交流の機会を設けます。

評価

- 本人のニーズや Palette の人員配置等を考慮しながら交流の機会を提供しました。

課題

- Palette へ気軽に相談できない方がいます。土日にイベントを開催するなど、子ども・若者が立ち寄りやすい場所にすることが求められます。
- 新しい生活様式にあった機会の提供が求められます。

施策 5-2 レスパイトケア*の充実、ワーク・ライフ・バランス*実現への働きかけ

放課後等デイサービス*、日中一時支援事業*やショートステイ*の充実について働きかけることで、レスパイトケア*など家族の心身のサポートを行うだけでなく、働く保護者や働きたい保護者のワーク・ライフ・バランス*を実現するため、企業への理解啓発を促進していきます。



ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」という意味で、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいいます。

様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べる「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が平成 19 年 12 月に策定(平成 22 年 6 月改定)されています。

評価

- 市内の放課後等デイサービス*事業所は増加し充実してきました。

課題

- 日中一時支援*や短期入所*については不足しています。太陽の家の施設更新検討の中で、ニーズや民間の資源とバランスを取りながら検討していきます。

施策 5-3 災害時の直接支援と間接支援

センターを福祉避難所として指定するため、物資や支援体制など必要な準備を進めていきます。

また、センターを含む協議会を構成する各種支援機関の職員による、避難先だけでなく、災害が落ち着いた後の対応も含めた支援体制の整備を進めていきます。

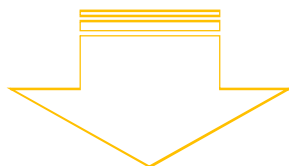
なお、福祉避難所*以外の避難所においても支援が受けられるように、避難所スタッフへの事前の学習会などを開催していきます。

評価

- Palette を指定福祉避難所*に指定しました。指定福祉避難所*の運営については、市の防災担当部署と連携しながら充実を図りました。

課題

- 自然災害のみならずコロナウイルスなどの感染症の流行などによる非日常化が今後も必ず起こると考えられます。子どもたちやその家族が辛い思いをしないよう、緊急時の対応における基本行動やマニュアルのようなものを、関係機関とともに共通理解し、あわせて地域社会に理解を求めておく必要があります。
- 医療的ケア児*が避難できる場所の確保が必要です。現在の指定福祉避難所*は医療的ケア児*の受け入れを想定しておらず、また病院からは病院は避難するところではないと言われ、当事者は不安を感じながら生活しています。



施策の見出し

▶▶▶ 68ページ

- 余暇活動・交流の場と機会の提供
- レスパイトケア*の充実、ワーク・ライフ・バランス*実現への働きかけ
- 災害時の直接支援と間接支援

palette plan



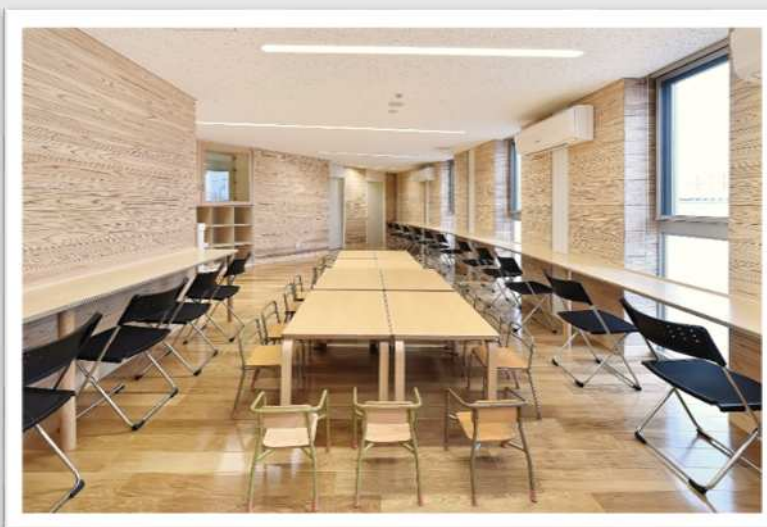
施設紹介⑤



温水が使えるウォーターセラピー室



車椅子で調理ができる調理室



給食や調理実習でつくった料理を食べるためのランチルーム

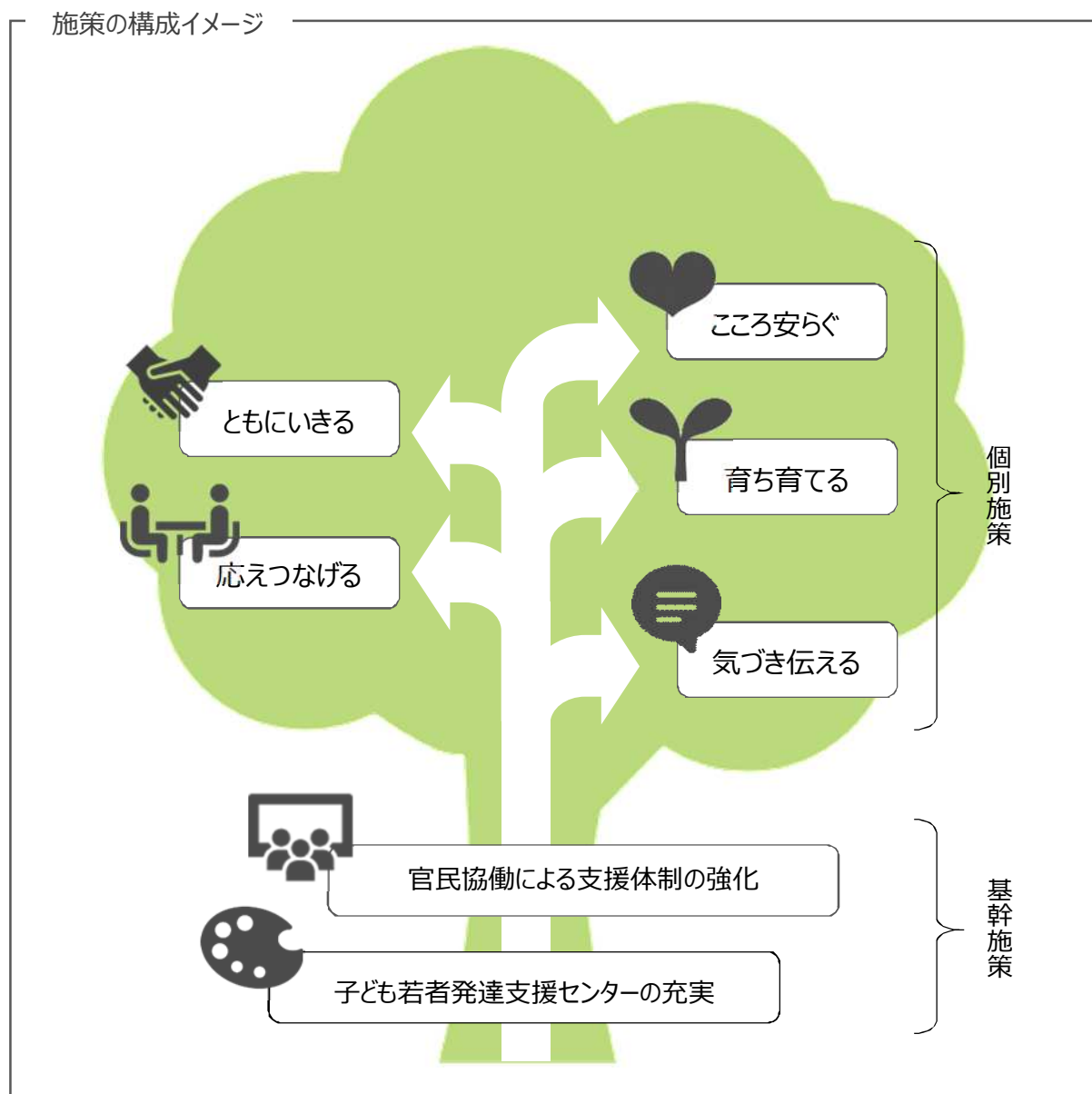
第 5 章

パレット・プラン

子どもと若者、そしてその家族が
本市でいきいきと暮らすためには
何が必要かを考えました。

はじめに

パレット・プランに定める施策は、2つの基幹施策と、5つのテーマに分けられた28の個別施策からなります。基幹施策は、個別施策を実施するためのおもとになるものです。



個別施策の実施にあたっては、基幹施策の実行状況や社会情勢を踏まえた上で、内容やタイミングなど具体的な方策を四国中央市障害児等福祉審議会*で審議し、準備が整ったものから順次実行していきます。

子ども若者発達支援センターの充実

正式名称を四国中央市子ども若者発達支援センター*（以下、「Palette」と言います。）と言い、本市の子ども若者支援の拠点となる施設です。Palette という愛称で呼ばれています。

Palette では、児童福祉法*に基づく児童発達支援センター*や放課後等デイサービス*事業所「東部子どもホーム」、また子ども・若者育成支援推進法*に基づく子ども・若者総合相談センター*の機能を中心に、子ども若者の相談・検査・療育*などの支援を行います。

土居地域には放課後等デイサービス*事業所「東部子どもホーム」の従たる施設である「西部子どもホーム」を配置し西部地域の拠点施設としてサービスを提供しています。

開設から5年が経過し、時代の流れや本市の現状を踏まえた施策の展開など、Palette の充実を図ります。

官民協働による支援体制の強化

不登校*、ヤングケアラー*、ニートやひきこもりなど昨今の問題は複雑多岐にわたり、単一の機関での支援には限界があります。官民の枠にとらわれることなく各機関の強みを生かした役割分担や連携が重要であります。四国中央市障害児等福祉審議会*、ネットワーク会議*、児童発達支援連絡会や放課後等デイサービス事業所連絡会などの既存のネットワークを活用しながら、本市ならではの支援体制の強化を行います。



施設紹介⑥

お子さんと一緒に相談ができる相談室



気づき伝える

子どもの特性に気づき、そして速やかに支援へつなげるために、本市に必要な施策を考えました。

施策 1-1 他機関連携によるアプローチ

速やかかつ円滑な支援につなげるために、園や学校、保健センター、その他支援機関がそれぞれの強みを生かしながら連携できる環境を整備し、保護者などへ丁寧なアプローチを行います。

【見込み数】

令和8年度 子ども支援室連絡会参加回数	8回
令和8年度 園との連絡会実施回数	85回

施策 1-2 5歳児相談*のさらなる充実

保護者の育児不安を軽減し、安心して就学をむかえるために、3歳児健診と就学時健診の間の5歳児に対しアンケートを行い、気づきの機会を増やしています。今後は5歳児相談*で得た情報をもとに、関係機関との連携を図り必要な支援を検討していきます。

○5歳児相談*見込み量

【見込み数】

令和8年度 5歳児相談件数	配布数	回収数	関係機関との連携数	相談件数
	520件	500件	40件	40件

施策 1-3 フォローアップの強化

健診やスクリーニング、また各種相談において気になる子どものフォローアップとして、フォロー教室でのミニ講座やミニクラブなどを引き続き開催し、積極的な経過観察や保護者に寄り添った支援を行います。

【見込み数】

令和8年度 フォロー教室でのミニ講座実施回数	ドラえもん教室	2回
	アンパンマン教室	2回
令和8年度 ミニクラブ利用数	実利用人数	30人
	平均利用児童数	5人

応えつなげる

子どもだけでなく、保護者の悩みや不安などの相談に応え、そして次につなげるために、本市に必要な施策を考えました。

施策 2-1 相手に合わせた情報の発信

専用のウェブサイトや SNS などの活用により、本人や保護者はもちろん支援者にも分かりやすい、そして受け取りやすい形で情報を発信していきます。また、既存の発信方法では情報が届かず支援につながらない方に対して、一人でも多くの方に届くように発信方法を検討していきます。

【見込み数】

令和 8 年度 フェイスブック フォロワー数	450 人
令和 8 年度 会報誌「パレット・レター」発行回数	4 回

施策 2-2 自助・共助活動の支援

「ペアレント・メンターえひめ」への協力など、子ども若者本人や保護者による自助・共助活動（相談）を支援するため、Palette の諸室や広報手段を活用します。

施策 2-3 柔軟なケース会議の開催

昨今の複雑多岐にわたる問題に対して、各協議体や機関の強みを生かしながら、柔軟にケース会議が開催できるよう連携していきます。

【見込み数】

令和 8 年度 ケース会議開催件数	20 件
-------------------	------

施策 2-4 生涯使える支援計画の検討

個別支援計画*を、幼児期から青年期までの一貫した切れ目のない支援を行うためのツールとして、現在の強みを生かしながら生涯活用できるよう、関係機関との連携や研修などによる啓発を行っていきます。

【見込み数】

令和 8 年度 研修会参加人数	100 人
-----------------	-------

施策 2-5 時代に即した相談体制・相談環境の整備

新しい生活様式に対応するため、相談者のニーズに合わせた相談を提供できるよう、SNS の活用や訪問相談など必要な体制を整えていきます。また、保護者だけでなく本人や他の家族なども相談しやすい環境づくりを行っていきます。

【見込み数】

令和8年度 相談件数	来所相談 (心理療法含む)	電話相談	SNS 相談	訪問相談
	780 件	420 件	30 件	120 件

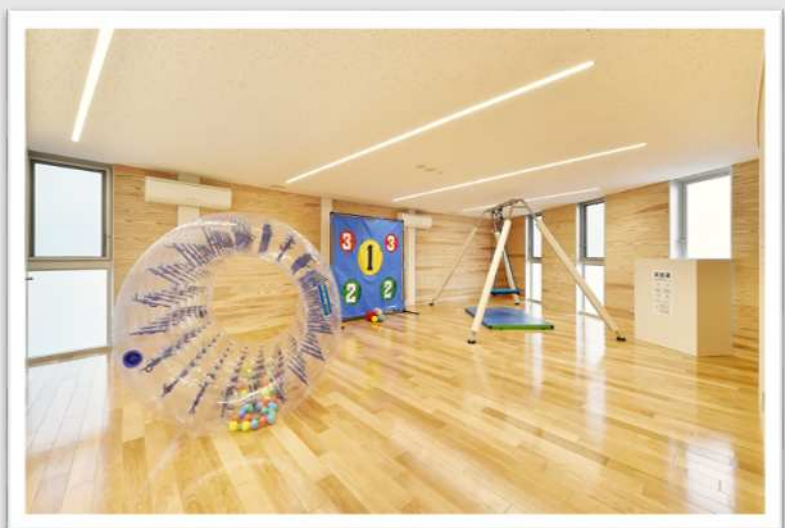


施設紹介⑦



事務室

放課後等デイサービスを提供する療育室





子どもだけでなく、保護者や支援者も一緒に育つために、本市に必要な施策を考えました。

施策 3-1 各種専門職の確保・育成

Palette における各種業務を安定的に持続するため、公認心理師*、臨床心理士*、言語聴覚士*、作業療法士*、保健師、保育士など、専門的な知識と経験を有する職員の確保に努め育成を図ります。

施策 3-2 支援者ネットワークの構築

本市の子ども若者支援の水準を高めるために、各種支援機関の専門的な知識を持つ職員を把握し、必要に応じて情報の共有や講師を依頼して研修を行うなど、人材の有効活用を図ります。

施策 3-3 放課後等デイサービス*の充実

放課後等デイサービス*では、相談支援専門員*との連携によりソーシャルスキルトレーニング*やライフスキルトレーニング*を適宜取り入れるなど、適切な療育*や居場所の提供、自立支援や日常生活の充実を図ります。

また、市内放課後等デイサービス事業所連絡会を定期的で開催し情報共有を行うなかで、今後行政が担う役割やあり方について検討を行います。

【見込み数】

令和8年度 放課後等デイサービス事業連絡会実施回数	4回
---------------------------	----

施策 3-4 医療機関との連携強化

医療的な支援が必要な子ども若者をスムーズに医療機関につなげるなど、必要な連携を図るため、情報交換やケース会議などを実施し、子ども若者の特性に応じた医療機関とのつながりを深めています。

【見込み数】

令和8年度 医療機関との連携件数	30件
------------------	-----

施策 3-5 家族の学習機会の提供

保護者・きょうだい・祖父母など、もっとも身近な理解者であり支援者である家族が「育つ」ために、ペアレント・プログラム*やペアレント・トレーニング*などの実施も視野に、保護者に対する研修会を実施するなど学習機会を提供します。また、これらの活動を通じて保護者間の交流を促すことで、孤独感の軽減や保護者活動への参加につながられるようにします。

【見込み数】

令和8年度 家族への研修会開催回数	6回
-------------------	----

施策 3-6 特別支援学校との連携

本市における特別支援教育の発展のため、令和3年4月に三島小学校内に開校した愛媛県立新居浜特別支援学校みしま分校（小学部・中等部）と地域の連携を強化していきます。

【見込み数】

令和8年度 特別支援学校と連携件数	20件
-------------------	-----

施策 3-7 不登校児の居場所づくり

教育機会確保法*の基本理念実現のため、学校や適応指導教室などの教育分野と連携しながら、安心して一歩踏み出せる居場所の提供など福祉分野としてできる子どもの特性に合わせた居場所を検討していきます。また、フリースクールなど民間事業者が参入しやすい土壌作りを関係機関と連携し検討していきます。

【見込み数】

令和8年度 こども支援室連絡会参加回数	8回
---------------------	----

施策 3-8 児童発達支援*の充実

インクルージョンや保護者のレスパイトケア*など各種課題を総合的に勘案し市内事業所全体で課題解決するため、さらなる「児童発達支援連絡会」の充実を図ります。

また、センターにおいては所属園で安心して過ごせるための話し合いの場である連絡会の実施など、子どもや保護者のニーズに合わせた児童発達支援*の提供に務めます。

【見込み数】

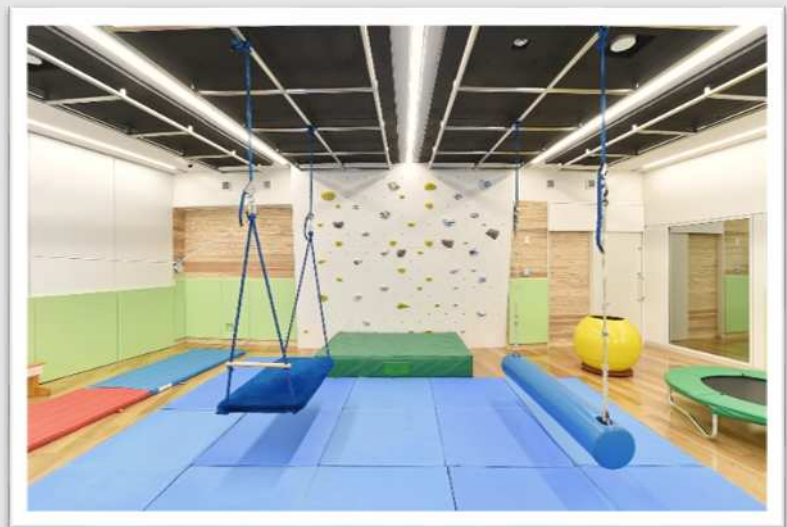
令和8年度 児童発達支援連絡会実施回数	12回
令和8年度 園との連絡会実施回数	85回

施策 3-9 医療的ケア児*への支援体制整備

福祉施設として可能な支援体制の整備を図り、母子通園による療育*を通じて保護者との連携により受け入れを行います。また、安心して過ごせる指定福祉避難所の確保に向けて、関係機関と連携していきます。

施設紹介⑧

吊遊具やクライミングウォールを備える
感覚統合療法*室



一人ひとりの特性に見合った療育を行う
個別療育室



ともにいきる

だれもが認めあい、いきいきと活躍できる社会をつくるために本市に必要な施策を考えました。

施策 4-1 新たな広報戦略の展開

さまざまな媒体やイベントを使った広報・啓発を、当事者と行政を含む支援機関との協働により展開していきます。

施策 4-2 理解者の育成、協力者・支援者の輩出

障がいや特性、その他子ども若者の抱える困難についてより多くの人に理解してもらうため、出前講座*の実施や就労などの支援機関と連携し、PTA や企業などの一般向けの学習の機会を作り、その中から協力者・支援者を生み出していきます。

【見込み数】

令和8年度 出前講座実施	回数	10回
	参加人数	200人

施策 4-3 pal 制度の充実

個人、団体を問わず、「子ども若者のために何かをしたい」という協力者（pal）を、協力を求めている人や場につなぐため「pal 制度」を創設しています。制度や活動などを整備しシステムを構築します。

「pal」とは英語で「仲間、友だち」を意味します。

【見込み数】

令和8年度 pal 登録者数	10人
----------------	-----

施策 4-4 入所施設充実の働きかけ

本市のニーズや課題をもとに、太陽の家（児童部）の整備も含め、障がい児入所施設や短期入所*の充実について関係機関に働きかけます。

施策 4-5 支援基金の活用と呼びかけ

障がい児等支援基金*を活用し、既存サービスの拡充や、サービスの間隙を埋めるサービスの提供について検討します。

そのためにも、子ども若者のニーズや本市の取り組みを広くPRし、同基金への寄付を始めとするさまざまな支援を呼び込んでいきます。

施策 4-6 就労支援機関*との協働

就労支援機関*と協働で、本人や保護者のニーズなどをもとに、就労に関する各種相談、職業訓練など各種支援を検討し、就労や定着に向けて就労支援等の強化を図ります。

【見込み数】

令和8年度 就労支援機関との連絡会	2回
-------------------	----

施策 4-7 SDGs*の推進

Palette での活動を含む行政活動の様々な場面において、SDGs*を意識した取り組みを行っていきます。



SDGs

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

施策 4-8 利用しやすい交通手段整備の働きかけ

市の交通施策に働きかけ、障がいの有無にかかわらず利用しやすい交通手段の整備を促します。

また、共助による送迎サポートの実施についても検討してきます。

心こころ安らぐ

本人や家族が、より充実、より安心して生活するために本市に必要な施策を考えました。

施策 5-1 余暇活動・交流の場と機会の提供

スポーツやレクリエーションなどの機会をつくり、本人だけでなく家族の心身のケアを図ります。

また、イベントなどを企画し、当事者だけでなくさまざまな人達との交流や体験の機会を設けます。

施策 5-2 レスパイトケア*の充実、ワーク・ライフ・バランス*実現への働きかけ

太陽の家の施設更新検討の中で、ニーズや民間の資源とバランスを取りながら、日中一時支援事業*や短期入所*の充実によるレスパイトケア*など家族の心身のサポートについて検討を行います。

また、働く保護者や働きたい保護者のワーク・ライフ・バランス*を実現するため、企業への理解啓発を促進していきます。

施策 5-3 災害時の直接支援と間接支援

Palette は指定福祉避難所*として指定を受けております。指定福祉避難所*の運営については、市の防災担当部署と連携しながらマニュアルの作成、事前の学習、災害後の対応などを含めて支援の充実を図ってまいります。



災害が落ち着いた後の支援

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、避難所に入ることができなかった家族の多くが車中泊をしていましたが、自宅での生活が再開できるようになっても、強い地震のトラウマから子どもが家に帰りたがらず、引き続き車中泊を余儀なくされる例が多くありました。

この問題に対し、熊本市子ども発達支援センターでは、「やっぱりおうちがいいな～地震後トラウマで家に帰れない子どもたちのために～」というタイトルの絵本を作成し、子どもに安心感を与えるための具体的なアドバイスを、保護者にわかりやすく示しました。

卷末資料

1. 四国中央市障害児等福祉審議会

四国中央市障害児等福祉審議会条例（平成 27 年 3 月 26 日条例第 2 号）

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、四国中央市障害児等福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 発達課題及び障害のある児童（以下「障害児等」という。）の福祉の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- (2) 障害児等の福祉施設に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、障害児等の福祉に関する施策に関し必要と認められる事項

（組織）

第 3 条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15 人以内とする。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 審議会に部会を置くことができる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、児童発達支援担当課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（招集の特例）

- 2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

四国中央市障害児等福祉審議会委員

会長	井原 佳代	(H27.10～)
副会長	森川 恵里	(H27.10～)
委員	藤枝 俊之	(H27.10～)
	山内 紀子	(H27.10～)
	井上 陽子	(H27.10～)
	立花 清香	(H27.10～)
	奥井 真理子	(H29.11～)
	越智 寛	(H29.11～)
	石川 直子	(R2.3～)
	鈴木 秀明	(R2.3～)
	近藤 美沙	(R2.3～)
	山本 淑子	(R2.3～)

2. 用語集

本文の中で説明ができなかった用語の意味などを紹介します。

あ 行

アウトリーチ【あうとりいち】

相談機関に持ち込まれる相談を待つのではなく、問題を抱えた人のいる地域社会やその人たちの生活空間に出向き相談援助を行う方法です。

移動支援【いどうしえん】

地域生活支援事業のひとつ。屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。

医療的ケア児【いりょうてきけあじ】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）です。

インクルーシブ教育システム【いんくるうしぶきょういくしすてむ】

「共生社会」を目指すため、障がい者がその能力等を可能な限り発達させ、より一層社会に参加することを目的に、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みです。

SDGs【えすでいじいず】

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

愛媛県障がい福祉計画及び障がい児福祉計画【えひめけんしょうがいふくしけいかくおよびしょうがいじふくしけいかく】

障がい者、障がい児が自立した日常生活、社会生活を営むため必要なサービスが受けられるとともに、高齢化や障がいの重度化・多様化に加え、災害や感染症発生時の支援体制の継続など、新たな課題やニーズに対応するため、市町と連携して策定する計画です。

か 行

学校教育法【がっこうきょういくほう】

憲法に基づき戦後の学校教育制度の基本を定めた法律です。昭和22年（1947年）に制定。

感覚統合療法【かんかくとうごうりょうほう】

感覚統合とは、感覚からの刺激により、脳で考え、行動を決めることです。感覚統合療法は、感覚が偏った障がい児に遊びや運動で刺激を与え、いろんな感覚を正しく働かせることにより、日常生活に適応させる療育方法です。

教育機会確保法【きょういくきかいかくほほう】

不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間などに授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務などを規定した法律です。平成 28 年（2016 年）に制定。

共同生活援助（グループホーム）【きょうどうせいかつえんじょ（ぐるうぷほおむ）】

障がい福祉サービスのひとつ。障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

居宅介護【きょたくかいご】

障がい福祉サービスのひとつ。ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

警戒レベル【けいかいれべる】

災害発生の危険度と、とるべき避難行動を、住民が直感的に理解出来るよう、数字でリスクを分類したものです。数が大きいほど災害発生リスクが高く、レベル 5 が最大です。重要なポイントは、「警戒レベル 3」が発令されたら、高齢の方や障がいのある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は危険な場所から避難し、それ以外の方も、普段の行動を見合わせたり避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難すること。そして、「警戒レベル 4」が発令されたら、対象となる地域住民の方々は危険な場所から全員避難することです。

計画相談支援【けいかくそうだんしえん】

障がい福祉サービスのひとつ。障がい福祉サービスの利用を行う際に必要なサービス等利用計画の作成・連絡調整等を行うサービス利用支援と作成されたサービス等利用計画が本人にとって適切かどうか、必要に応じて見直しを図るためのモニタリングを行う、継続サービス利用支援があります。

①サービス利用支援

障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

②継続サービス利用支援

作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

言語聴覚士【げんごちようかくし】

音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある方について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行います。

行動援護【こうどうえんご】

障がい福祉サービスのひとつ。行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

公認心理師【こうにんしんりし】

心の問題を抱える人々に対して、心理学の知識と技術をもって解決に向けた支援を行う心理専門職です。

合理的配慮【ごうりてきはいいりよ】

障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

ことばの検査【ことばのけんさ】

年長児に対し、新版構音検査を一部抜粋した検査カードを用いて発音や舌の動きなどを検査します。検査結果は園を通じて保護者に通知され、発音の練習が必要と思われ、かつ家族の希望がある場合は、療育につないでいます。

子ども・若者育成支援推進法【こども・わかものいくせいしえんすいしんほう】

児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境の悪化、また、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題の深刻化といったことから、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるとして、①子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備、②社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備、を目的とする法律です。平成 22 年（2010 年）施行。

子ども・若者総合相談センター【こども・わかものそうごうそудんせんたあ】

子ども・若者に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供や助言を行うための拠点です。幅広い分野にまたがる子ども・若者の問題への相談に対し、必ずしも全ての問題をセンターだけで解決することが求められるものではなく、一次的な受け皿となり、自ら対応できない案件については、地域内の他の適切な機関に「つなぐ」ことが重要とされています。

個別支援計画【こべつしえんけいかく】

お子さんの発達を見通して、福祉・教育・医療・保健・労働等の関係機関が、本人および保護者の願いや目標、支援内容・支援方法などの情報を共有したり役割分担したりして、一貫した適切な支援を考えていくため作成し、運用しています。

さ 行

作業療法士【さぎょうりょうほうし】

身体または精神に障がいのある方に対して、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、「作業」を行なわせます。なお、ここでいう「作業」とは、食事や入浴など、人の日常生活に関わるすべての諸活動をいいます。

四国中央市子ども・子育て支援事業計画【しこくちゅうおうしこども・こそだてしえんじぎょうけいかく】

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。本市では、平成 27～31 年度を計画期間として、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を踏まえた計画を策定しています。

四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議【しこくちゅうおうしこどもわかものしえんねっとわあくかいぎ】

子ども・若者育成支援推進法*の規定により設置が求められている、子ども・若者支援地域協議会で、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの支援機関により組織されます。

会議では、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題に、単一の機関だけでなく様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を行っていくことを目的としています。

四国中央市子ども若者発達支援センター【しこくちゅうおうしこどもわかものはたつしえんせんたあ】

詳しくは、第 3 章（3-1 ページ～）をご覧ください。

四国中央市障害児等福祉審議会【しこくちゅうおうししょうがいじとうふくししんぎかい】

障がいや発達に特性のある児童の将来の暮らしを見据えた、当事者も保護者も安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、平成 27 年 10 月に発会しました。

審議会では、次の 3 つの事項を審議対象としています。

- ①発達特性及び障がいのある児童の福祉の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- ②障がい児等の福祉施設に関する事項
- ③その他、障がい児等の福祉に関する施策に関し必要と認められる事項

なお、パレット・プランは①に基づき作成しています。

四国中央市障がい者計画【しこくちゅうおうししょうがいしゃけいかく】

障害者基本法に基づき、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域住民や各種団体、福祉関連事業者、行政関係機関などが互いに連携・協力して取り組むべき障がい者施策の基本的な計画です。

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例【しこくちゅうおうししょうがいのあるひともないひともともにあんしんして暮らせるあいあるしゃかいわめざすじょうれい】

障がいの有無にかかわらず共に協力し、全ての市民が人格と個性を尊重し合える街づくりを目指すことを目的として、四国中央市議会の委員会提出議案として条例提案が検討され、四国中央市自立支援協議会をはじめとする関係機関の協力を得て令和 3 年 9 月に制定されました。

四国中央市総合計画【しこくちゅうおうしそごうけいかく】

本市のまちづくりの方向を先見的・総合的に見定め、今後 8 年間の市政運営の方向づけを行った計画です。現在は平成 27～34 年度を計画期間とする第二次計画を展開しています。

四国中央市地域福祉計画【しこくちゅうおうしちいきふくしけいかく】

社会福祉法に基づき、地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する福祉行政における上位計画です。

施設入所支援【しせつにゅうしょしえん】

障がい福祉サービスのひとつ。施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

児童発達支援【じどうはったつしえん】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

児童発達支援センター【じどうはったつしえんせんたあ】

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援を担います。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、子ども若者発達支援センターは福祉型の児童発達支援センターです。

児童福祉法【じどうふくしほう】

児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律です。昭和 22 年（1947 年）制定。

重度障害者等包括支援【じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん】

障がい福祉サービスのひとつ。常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

重度訪問介護【じゅうどほうもんかいご】

障がい福祉サービスのひとつ。重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

就労移行支援【しゅうろういこうしえん】

障がい福祉サービスのひとつ。就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

就労支援機関【しゅうろうしえんきかん】

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所など、障がいのある方はもちろん、企業に対しても様々な形で支援を行い、障がいがある方一人一人の特性に応じた、また仕事の内容に応じた就労・定着支援を行う機関です。

就労継続支援 A 型（雇用型）【しゅうろうけいぞくしえんええがた（こようがた）】

障がい福祉サービスのひとつ。企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

就労継続支援 B 型（非雇用型）【しゅうろうけいぞくしえんびいがた（ひこようがた）】

障がい福祉サービスのひとつ。通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

就労定着支援【しゅうろうていちゃくしえん】

企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

宿泊型自立訓練【しゅくはくがたじりつくんれん】

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に、地域移行に向けて一定期間、住居を提供して帰宅後における生活能力などを維持・向上させるために必要な訓練や支援を行います。

ショートステイ【しよおとすてい】

用語集「短期入所」参照。

障害児相談支援【しょうがいじそうだんしえん】

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

①障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

②継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

障がい児入所施設【しょうがいじにゆうしょせつ】

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

障害者総合支援法【しょうがいしゃそうごうしえんぽう】

正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といい、平成 25 年（2013 年）に障害者自立支援法に代わる法律として施行されました。

法律では、自立に変わる新たな理念として、「障がいの有無にかかわらず基本的な人権を有するかけがえない個人としての尊厳」が掲げられ、障がい者の定義に難病等が追加したほか、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが盛り込まれています。また、同法に付則では、施行後 3 年を目途として障がい福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

障害者権利条約【しょうがいしゃけんりじょうやく】

正式名称を「障害者の権利に関する条約」といい、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。日本は、平成 26 年（2014 年）1 月 20 日に締結し、同年 2 月 19 日より効力を発生しております。

自立訓練（機能訓練）【じりつくんれん（きのうくんれん）】

障がい福祉サービスのひとつ。身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

自立訓練（生活訓練）【じりつくんれん（せいかつくんれん）】

障がい福祉サービスのひとつ。知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

自立支援医療【じりつしえんいりょう】

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、次の 3 つに大別されます。

区分	対象となる方	支給決定者
精神通院医療	精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方	県
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18 歳以上）	市
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18 歳未満）	市

自立生活援助【じりつせいかつえんじょ】

定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、助言や医療機関などとの連絡調整を行うとともに、相談・要請への随時の対応を行います。

心身障害児通園事業【しんしんしょうがいじつうえんじぎょう】

在宅の心身障がい児に対する福祉の充実を図るため、昭和 47 年（1972 年）に国の補助事業として開始されました。平成 10 年（1998 年）には、名称を「障害児通園（デイサービス）事業」と改めるとともに、対象年齢をおおむね 12 歳まで拡大しました。平成 15 年（2003 年）の支援費制度と同時に受給者証、契約、利用負担のある「児童デイサービス」へ変わり、平成 24 年（2012 年）の児童福祉法の改正により、児童発達支援に統合されました。

身体障害者手帳【しんたいしょうがいしゃてちょう】

身体障害者福祉法に定める身体障がい者であることを認定する手帳です。居住地の都道府県知事、指定都市市長または中核市市長から交付されます。手帳の交付を受けることにより、各種の支援を受けることができます。手帳の等級は 1 ～ 6 級に区分され、数字が小さいほど障がい重いことを表しています。

スクリーニング【すくりいにんぐ】

医学では、特に健康な人も含めた集団から、目的とする疾患に関する発症者や発症が予測される人を選別する手法をいいます。

潜在的な発達の遅れや発達障がいの可能性を早期に見つけたり、スクリーニングしたりすることを目的とする発達スクリーニング検査が乳幼児健診で使われています。

生活介護【せいかつかいご】

障がい福祉サービスのひとつ。障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

精神障害者保健福祉手帳【せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう】

精神疾患のある方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方に交付されます。手帳の交付を受けることにより、各種の支援を受けることができます。手帳の等級は 1 ～ 3 級に区分され、数字が小さいほど障がい重いことを表しています。

ソーシャルスキルトレーニング【そおしゃるすきるとれえにんぐ】

ソーシャルスキルとは、友人関係や集団参加、社会的コミュニケーション、感情コントロール、身辺管理、自己表現など、社会生活や対人関係を営んでいくために必要とされる技能のことで、社会技能と呼ばれることもあります。発達障がいや不登校の子どもたちは、適切なソーシャルスキルを身につけていなかったり、わかっているが上手くできなったりします。ソーシャルスキルトレーニングは、こういった子どもたちの適応状況を改善するための治療的アプローチを指します。

相談支援専門員（障害者相談支援専門員）【そうだんしえんせんもんいん】

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や、地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行います。

た 行

短期入所（ショートステイ）【たんきにゆうしょ（しよおとすてい）】

障がい福祉サービスのひとつ。自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

地域移行支援【ちいきいこうしえん】

障がい福祉サービスのひとつ。障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

地域活動支援センター【ちいきかつどうしえんせんたあ】

障がいがある方に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設です。その目的によって I 型、II 型、III 型に分かれています。

I 型・・・専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域の住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

II 型・・・地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを通じ自立等を高める事業を実施します。

III 型・・・地域の障がいのある方のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上あって安定的な運営が図られている小規模作業所の支援を充実させるための事業を実施します。

地域生活支援事業【ちいきせいかつしえんじぎょう】

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市町村や都道府県が必要な支援を柔軟に行う事業です。事業には相談支援やコミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、成年後見制度利用支援などがあります。

地域定着支援【ちいきていちゃくしえん】

障がい福祉サービスのひとつ。単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

通級指導教室【つうきゅうしどうきょうしつ】

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な特別の指導を受けるための教室です。特別支援教育の制度の一つで、児童・生徒は在籍する通常の学級で教科等の指導を受けながら、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室で受けます。

出前講座【でまえこうざ】

市民や団体と行政が、理解と連携を深め、協力しながらまちづくりを進めていくために、地域や職場などで行われる集まりに市の職員が伺い、市の施策や事業などを説明するとともに、意見交換を行うものです。本市では、「まちづくり出前講座」という名称で実施しています。

同行援護【どうこうえんご】

障がい福祉サービスのひとつ。移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

な 行

日常生活用具給付【にちじょうせいかつようぐきゅうふ】

地域生活支援事業のひとつ。障がいのある方に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

日中一時支援【にっちゅういちじしえん】

地域生活支援事業のひとつ。障がい児（者）の日中における活動の場を確保します。

ネットワーク会議【ねっとわあくかいぎ】

用語集「四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議」参照。

は 行

発達障がい【はったつしょうがい】

発達障害者支援法では、発達障がいを主に「広汎性発達障がい（PDD）・学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであり、その症状が通常低年齢で発現するもの」とされています。

広汎性発達障がい (PDD)	社会性やコミュニケーション能力などの発達遅滞を特徴とする発達障がいの総称。自閉症・アスペルガー症候群・トゥレット症候群・小児期崩壊性障がいなどが含まれる。
学習障がい (LD)	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの修得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。
注意欠陥多動性障がい (ADHD)	別名を注意欠陥多動性障がいと言い、不注意（集中力がない・気が散りやすい）、多動性（じっとしてられない・落ち着きがない）、衝動性（順番を待てない・考える前に実行してしまう）の3つの要素がみられる。

アメリカ精神医学会の診断基準 DSM の最新版では、自閉症やアスペルガー症候群などのサブカテゴリーを含む広汎性発達障がいは「自閉症スペクトラム障がい（ASD）」というひとつの診断名に統合されています。

指定福祉避難所【していふくしひなんじょ】

詳しくは、第3章（31ページ）をご覧ください。

不登校【ふとうこう】

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（ただし、「病気」や「経済的な理由」を除く。）をいいます。

ペアレント・トレーニング【ペアれんと・とれーにんぐ】

保護者が子どもの行動を理解し、適切な対応方法を保護者が身につけるのための「子育て支援プログラム」です。ペアレント・トレーニングが保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶのに対し、ペアレント・プログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としています。

ペアレント・プログラム【ペアれんと・ぷろぐらむ】

保護者が子どもの特性を知って、かわり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的としている「子育ての応援プログラム」です。ペアレント・トレーニングが保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶのに対し、ペアレント・プログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としています。

ペアレント・メンター【ペアれんと・めんたあ】

メンター（mentor）とは「信頼のおける相談相手」という意味です。ペアレント・メンターは、発達障がい者の子育て経験のある親がその経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して、相談や助言などの共感的なサポートや、発達障がいや支援に関する情報提供などを行います。

保育所等訪問支援【ほいくしよとうほうもんしえん】

保育所などを利用中、利用予定の障がい児に対して、訪問により、保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所などの安定した利用を促進します。

放課後等デイサービス【ほうかごとうでいさあびす】

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどに、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供し、障がい児の自立促進や放課後の居場所づくりを推進します。

補装具費の支給【ほうそうぐひのしきゅう】

障がいのある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入または修理に要した費用（基準額）から所得に応じた自己負担額を差し引いた額を補装具費として支給するサービスです。

や 行

ヤングケアラー【やんぐけあらあ】

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どものことをいいます。

優先調達【ゆうせんちょうたつ】

平成 25 年 4 月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、障がい者が就労する施設等の仕事の受注を確保し、障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの機関が、物品やサービスを優先的に調達することを進めることとしています。

ユニバーサルデザイン【ゆにはあさるでざいん】

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインをいいます。障がい者、高齢者など特定の人々に対して障壁を取り除くということに限らず、可能なかぎりすべての人に対して使いやすくする考え方です。

要配慮者（災害時要援護者）【ようはいりよしゃ（さいがいじょうえんごしゃ）】

高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報を把握したり一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のことです。

ら 行

ライフスキルトレーニング【らいふすきるとれえにんぐ】

ライフスキルとは、日常生活において生じる問題に対処できる能力のことをいいます。ソーシャルスキルが社会的なスキルであり、社会、つまり他の人に合わせることに重視されているのに対し、ライフスキルは子どもの生活や人生のためのスキルであり、人に合わせることは必ずしも重要ではないとされています。

ライフスキルトレーニングでは、移動や買い物、福祉サービスの利用方法など生きていく術を身に着けるための訓練です。LST と略されることもあります。

療育【りょういく】

心身に障がいをもつ児童に対して、社会人として自立できるように医療と保育・教育を、バランスを保ちながら並行してすすめることをいいます。

療育手帳【りょういくてちょう】

知的障がいと判定された人を対象に、都道府県知事または政令指定都市市長から交付される手帳です。一貫した療育・援護を受け、様々なサービスや優遇措置を受けやすくすることを目的とするもので、愛媛県では、福祉総合支援センターまたは東予子ども・女性支援センター並びに南予子ども・女性支援センターで知的障がいと判定された方に交付されます。手帳の交付を受けることにより、各種の支援を受けることができます。手帳の障がい程度は、AまたはBに区分され、Aの方が障がい重いことを表しています。

療養介護【りょうようかいご】

障がい福祉サービスのひとつ。病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

臨床心理士【りんしょうしんりし】

心理学など専門的知識に基づいて心理相談やカウンセリングおよび心理療法などを担う臨床心理専門職です。

レスパイトケア【れすぱいとけあ】

「一時中断」「休息」「息抜き」を意味する英語の respite から派生した言葉で、家族が世話をしている、あるいは介護している対象者と離れ、一時的に休息をとることにより心身疲労や共倒れなどを防止するためのさまざまな支援のことです。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス【わあく・らいふ・ばらんす】

心「仕事と生活の調和」という意味で、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいいます。様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べる「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が平成 19 年 12 月に策定（平成 22 年 6 月改定）されています。



子ども若者発達支援センター施設紹介⑨

マジックミラー越しに療育をモニターできる
モニタリングルーム



幼児用トイレやベビーシートを備えた
多目的トイレ

安全対策のため前室を設けたエレベーター





第2期

四国中央市子ども若者未来応援計画

パレット・プラン

〒799-0411 愛媛県四国中央市下柏町749-2

四国中央市子ども若者発達支援センター内

四国中央市福祉部発達支援課

TEL 0896-28-6029

FAX 0896-28-6030

MAIL palette@city.shikokuchuo.ehime.jp